

令和7年度 第1回

岩手県公会堂保存活用に関する協議会

日 時：令和7年12月22日（月）10：00～

場 所：岩手県公会堂21号室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 会長選出

(2) 協議事項 「岩手県公会堂保存活用計画」の策定について

- 配付資料 1：岩手県公会堂保存活用計画の策定について
2：【個別資料】岩手県公会堂保存活用計画保存部位等の設定について
3：【個別資料】改修前の大ホールの状況と現況の比較
4：【個別資料】岩手県公会堂の利用状況等について

(3) 報告事項 令和7年度岩手県公会堂保存活用に向けた取組について

- 配布資料 5：【報告事項】岩手県公会堂の保存活用に係る令和7年度の取組について

(4) その他

4 閉 会

- 参考資料1：岩手県公会堂平面図
参考資料2：公会堂条例

岩手県公会堂保存活用に関する協議会 出席者名簿

1 構成員 出席者

所属及び役職等	氏 名	備 考
八戸工業大学 工学部 工学科 建築・土木コース 教授	黒坂 貴裕	WEB
長岡造形大学 造形学部 建築・環境デザイン学科 准教授	津村 泰範	
一般社団法人岩手県建築士会 会長	角田 直樹	
(株)渡辺設計事務所 監査役 日本建築協会東北支部岩手地域会 事務局	堀 透	
盛岡観光コンベンション協会 専務理事兼事務局長	石橋 浩幸	
岩手県公会堂 館長	長葭 常紀	
カムカム camera 写真教室 主宰	坂川 孝子	御欠席
盛岡市 交流推進部 文化国際課 課長	城守 まゆみ	

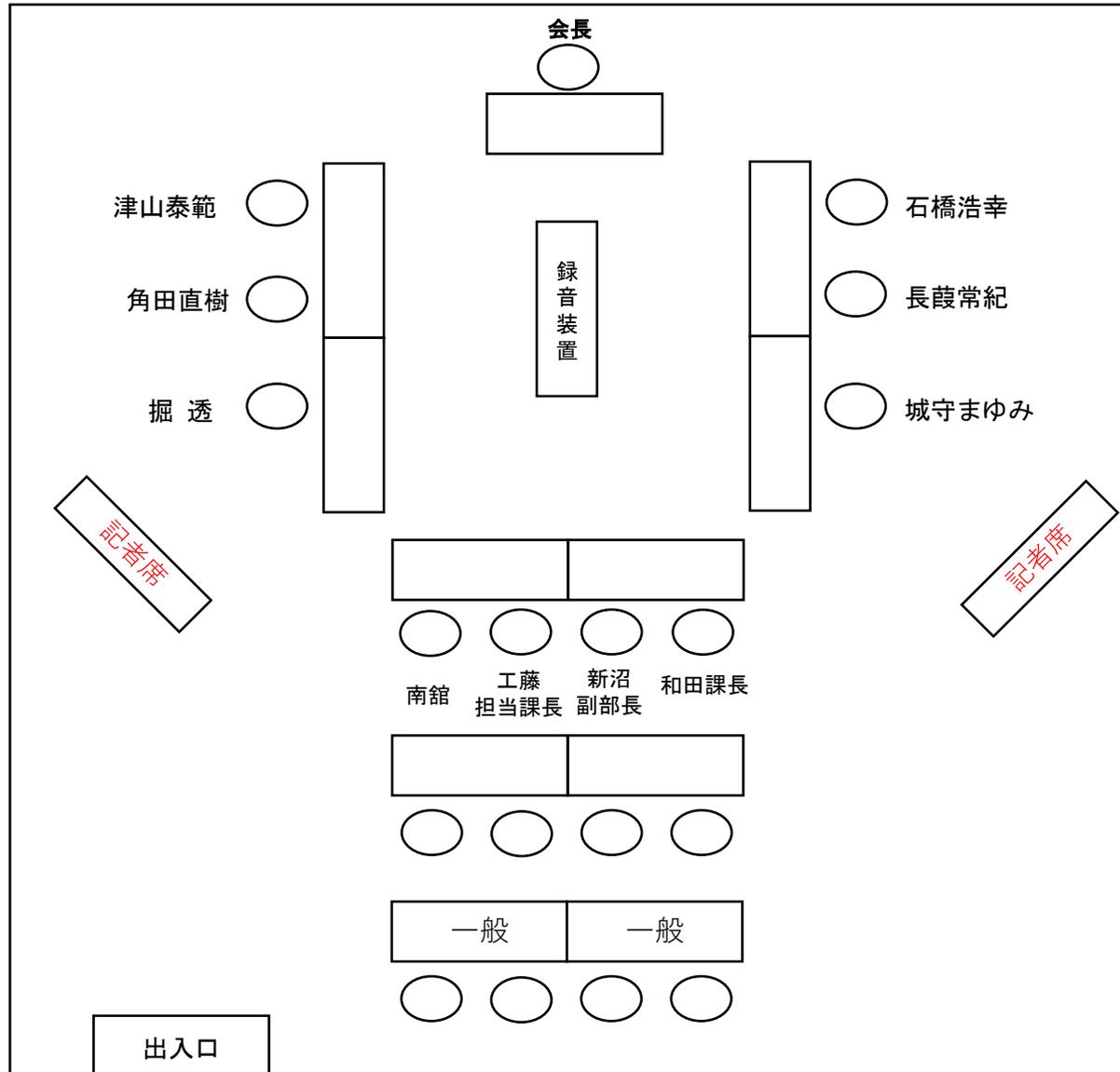
2 事務局

所属及び役職等	氏 名	備 考
岩手県 文化スポーツ部 副部長	新沼 司	兼 協議会構成員
岩手県 文化スポーツ部 文化振興課 総括課長	和田 英子	
岩手県 文化スポーツ部 文化振興課 文化芸術担当課長	工藤 一幸	
岩手県 文化スポーツ部 文化振興課 主任主査	菊池 留依子	
岩手県 文化スポーツ部 文化振興課 主事	南館 禅	
岩手県教育委員会事務局 生涯学習文化財課 主任指導主事兼社会教育主事補	大沢 勝	

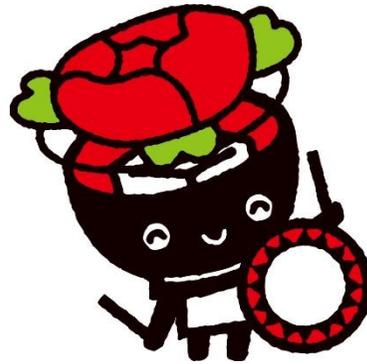
岩手県公会堂保存活用に関する協議会 座席表

日時：令和7年12月22日（月）10:00～11:30

会場：岩手県公会堂2階 21号室



岩手県公会堂保存活用計画 の策定について



1 計画構成の考え方

「文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針」に基づく項目と整合性を図りながら、建物の部位ごとに保存活用の方向性を明確化

文化庁 文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針【抜粋】

保存活用計画の記載事項

(1) 登録有形文化財（建造物）

- 登録有形文化財（建造物）保存活用計画の作成主体は当該登録有形文化財の所有者（管理団体がある場合は管理団体）であり、その記載事項は法第 67 条の 2 第 2 項各号に列挙されている。具体的には、次に掲げるものを基本的な内容として定める。

（当該登録有形文化財に関する基本的な事項）

- ・ 当該登録有形文化財の名称/所在地等
- ・ 当該登録有形文化財の所有者/管理団体等
- ・ 保存活用計画の対象とする区域
- ・ 当該登録有形文化財の概要・価値等

（当該登録有形文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容）

- ・ 保存の現状と課題
- ・ 保存管理に関する事項
- ・ 防災・防犯に関する事項
- ・ 保護に関する諸手続（計画期間）
- ・ 活用の現状と課題
- ・ 環境保全に関する事項
- ・ 活用に関する事項
- ・ 計画期間

- また、必要に応じて、次に掲げる内容を定めることができる（法第 67 条の 2 第 3 項第 1 号）。
 - ・ 現状変更等に関する事項
 - ・ 修理に関する事項

2 計画の章立て

章	章の内容	項	項の内容	備考
第1章	計画の概要	1	計画の策定	
		2	文化財名称等	
		3	文化財の概要	
		4	文化財保護の経緯	
		5	保護の現状と課題	
		6	当該計画に係る個別計画の概要	
第2章	保存管理計画	1	保存管理の現状と課題	
		2	保護の方針	
		3	管理計画	指定管理のあり方を併せて記載
		4	修理計画	
第3章	環境保全計画	1	環境保全の現状と課題	
		2	環境保全の基本方針	
		3	区域の区分と保全方針	
		4	周辺樹木の管理	支障木枝払い（必要により伐採）を検討
		5	工作物の管理	

2 計画の章立て

章	章の内容	項	項の内容	備考
第4章	防災計画	1	防火防犯対策	
		2	耐震対策	
		3	その他災害対策	市ハザードマップをもとに記載
第5章	活用計画	1	公開活用の基本方針	
		2	公開基本計画	
		3	建築活用計画	
		4	外構及び周辺整備計画	
		5	実施に向けての課題	
		6	活用に向けた計画条件の整備	
第6章	保護に係る諸手続き	1	文化庁長官の許可が必要な場合	
		2	文化庁長官へ届出が必要な場合	
		3	保存活用計画の変更	
資料①	保存に係る部位設定			平成16年度調査報告書、今年度追加調査をもとに記載
資料②	関連資料			公会堂に関する主要な資料を記載

1 計画の策定

- (1) 策定年月 令和8年10月（想定）
- (2) 作成者 岩手県
- (3) 協議会の設置 岩手県公会堂保存活用に関する協議会にて検討を実施

2 文化財名称等

- (1) 官報告示の名称及び員数 : 岩手県公会堂 1棟
- (2) 指定年月日 : 平成18年10月18日
- (3) 所在地 : 岩手県盛岡市内丸11番2号
- (4) 構造及び型式 : 鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階建、塔屋付

3 文化財の概要

- ・ 大正12年、皇太子（当時）のご成婚を記念し岩手県議会で建設が発議
- ・ 昭和2年6月に竣工し、県議会議場・大ホール・食堂等として機能
- ・ 昭和3年、陸軍大演習において演習大本営となり、天皇のご宿泊所となる
- ・ 終戦後、進駐軍により一時接收、昭和40年に現議会棟へ県議会が移転
- ・ 令和9年6月に竣工100周年を迎える

4 文化財保護の経緯

平成10年代前半の、建物のあり方に対する議論の中で、貴重な建物を保存するべきとの声が高まり、平成18年に国の有形有形文化財となる

5 保護の現状と課題

(1) 現状

ア 建物の価値

- ・ 本県の文化芸術の拠点・県議会議場として建設
- ・ 災害や戦災の影響は少なく、一部改修しているが、概ね原型を留めている
- ・ 早稲田大学大隈講堂を設計した佐藤功一による設計
- ・ 塔屋中心の左右対称の構造は、昭和4年に竣工した日比谷公会堂に引き継がれている
- ・ 県民に親しまれ、創建当時の装飾が残る近代建築として重要な遺構

イ 耐震の状況

平成2年に建物調査を実施し、平成16年に調査報告書を作成

- ・ 耐震性能は問題は無い
- ・ 基礎の異常沈下等は認められない
- ・ 鉄筋の錆は認められない
- ・ 大ホール等の鉄骨は概ね正常

ウ 修繕の状況

- ・ 平成21年に塔屋補強、21号室の復原、大ホールロビーの復原、屋上の防水工事など大規模修繕
- ・ 毎年、数カ所ずつ小規模な修繕を実施

5 保護の現状と課題

(2) 課題

ア 修繕について

- ・ 外壁や躯体に係る改修・修繕を10年以上実施していない
- ・ 令和5年度に実施した調査の結果によると、大ホールは吊り天井落下防止策が必要
- ・ 平成21年以降、復原や、意匠の保存に必要な大規模修繕工事を実施していない

イ 施設の利用状況について

- ・ 大ホールは空調設備を始め、利用者の利便性に配慮した設備が整っていないため、利用率が低下傾向

6 当該計画に係る個別計画の概要

章	項目	内容
第1章	計画の概要	<ul style="list-style-type: none">文化財の概要、修理履歴などを整理し、計画の範囲や基本方針を明記
第2章	保存管理計画	<ul style="list-style-type: none">建物の部材仕様や破損状況、管理状況などを取りまとめ、現状と課題を整理建物各室の仕様を踏まえた保存の基準立てと方針を明記
第3章	環境保全計画	<ul style="list-style-type: none">敷地内の建物以外の保全状況の整理を行い、建物と敷地の一体的な保全を図るための方針を明記
第4章	防災計画	<ul style="list-style-type: none">防火、防犯、耐震、耐風等、過去の被害履歴や対策の整理を行い、防災対策・予防措置について記載
第5章	活用計画	<ul style="list-style-type: none">公開や必要な設備等の整備に向けた検討方針を記載
第6章	保護に係る諸手続き	<ul style="list-style-type: none">文化財保護法及び法令の整理と必要な届出・許可の手続きや、計画の実施において、文化財保護法やその他関係法令の規定に基づく諸手続きを明記

1 保存管理の現状

破損・保存に対する主な課題

	今後対応が必要な箇所	応急的に対応した箇所
外部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物外壁が全体的に劣化しており、スクラッチタイルが剥離する可能性 ・ 建物西側出入口左側の外壁に孕み ・ 3箇所ある小型出入口の庇のうち、ウレタン防水を施工していない部分の内部に水が進入し一部剥離 ・ 大ホール入口の陶製の一部レリーフに剥離 	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイル目地の割れを、シリコンで覆うなど応急措置
内部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大ホール天井の脱落防止は未実施 ・ 2階を中心にバリアフリー化に未対応 ・ 漆喰塗折上天井の下に新たに天井が設置され、本来の内観を阻害 ・ 26号室旧傍聴席、旧記者席は仮設ボードで覆われ、本来の内観を阻害 	
塔屋	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内壁に若干のクラック、水漏れ、外壁はタイルのひび割れ 	

2 保護の方針

(1) 部分設定

外観及び各部屋を単位として「部分」を設定し、保護の方針を定める

	定義	方針	該当箇所
保存部分	文化財としての価値を守るために 厳密な保存が要求される部分	<ul style="list-style-type: none"> 壁、柱、床、天井等の主要構造部及び通常望見できる範囲は原則として保存部分とする 構造補強・活用のための改変や、外観意匠及び内部空間を阻害するようなものは、必要最小限の設置 保守上で必要な改修の際は、竣工時の意匠を踏まえた復原を検討 	外観、11～18号室、ホール・ロビー・廊下・階段、玄関、21～26号室、応接室、理事室、楽手室、傍聴席、塔屋、大ホール
保全部分	維持及び保全することが要求される部分（厳密な保存を必要とせず、管理・活用及び補強等のために改変は可）	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理・保守のための空間は原則として保全部分とする バリアフリー化が必要な便所、一般公開しない事務室や倉庫は、既存部材の保存に最大限考慮 	地下、事務室、休憩室、倉庫、便所、操作室
その他部分	竣工後に設置または付加されたことが明らかな部分	<ul style="list-style-type: none"> 増築された箇所は原則としてその他部分とする 今後の修理や更新の際には、撤去等も含めて検討 	ピアノ庫

(2) 部位設定

一連の部材等（室内の壁面、床面、天井面、窓及び窓枠等）を単位として、部位を設定し、基準

①～⑤に区別して保護の方針を定める

	定義	方針	該当箇所
基準 ①	材料自体の保存を行う 部位	装飾が施されるなど意匠上の配慮が必要とされる部位、 特殊な材料又は仕様である部位、主要な構造を構成 する部位	主要構造部、壁面、天井 (旧天井)、出入口回り (建具・戸枠)
基準 ②	材料の形状・材質・仕 上・色彩の保存を行う 部位	定期的な材料の取り替えや補修が必要とされる部位 (復元済みの部分も該当)	屋根(塗装)、壁面(塗 装)、天井(塗装)、照明 (復元済みのもの)等
基準 ③	主たる形状及び彩色を 保存する部位	当初材ではないが、形状・色彩の保存に努め、活用・ 補強のためのやむを得ない改修は可能である部分	内壁(当初材ではないも の)、建具、絨毯、カーテン 等
基準 ④	意匠上の配慮を必要と する部位	当初材を含まず、活用・補強のため、意匠上配慮して 変更が可能である部分	天井(新天井)、大ホール 天井、通常の照明、大ホール 座席 等
基準 ⑤	所有者等の自由裁量 に委ねられる部位	保存や活用に必要のために取付ける既製品等の部位	防災関連設備、空調設備、 給湯・衛生・放送設備、書 架、配管 等

3 管理計画

(1) 保存環境の管理

- ・ 平成17年に指定管理者制度を導入。現在の指定管理者は希望橋グループ
- ・ 県教育委員会生涯学習文化財課を通じた文化庁の助言や有識者の意見を聴取しながら、良好な管理を行う

(2) 建造物の維持管理

小規模な修繕や「その他部位」の修理は「軽微な修繕」とし、それ以外の修理は、次の修理計画により実施する。

4 修理計画

- ・ 根本的な修理が必要な部分が多いことから、当面は、建物の破損の進行を防止する応急的な修理を行い、大規模改修に向けて継続的に検討を行う
- ・ 改修工事を行う場合は、調査結果や史料調査等を基に、文化財的価値向上のため、部材の選定やデザインについて検討する
- ・ 大ホールは、吊り天井の脱落防止を未実施であるほか、空調機能が無いため、遅滞ない改修を目指し、利用者の安全を最優先に検討を進める

1 環境保全の現状と課題

計画地域は、公会堂を中心とし、西側庭園緑地部分と、東側駐車場・機械設備部分の2つに分け、計画区域全体を対象として、建物と周囲の環境（建物以外）の一体的な保全が必要

	西側：庭園緑地部分	東側：駐車場・機械設備部分
現状	<ul style="list-style-type: none"> 広葉樹・針葉樹の植栽、原敬胸像・ドラマ記念看板があり、内丸地区の文化的景観を形成 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者向け駐車場や駐輪場、建物の機械設備が設置 敷地東隣には県盛岡合同庁舎があり、道路からの景観に大きな影響はない
課題	<ul style="list-style-type: none"> 植栽の樹木が大きく成長し、倒木の恐れなど、建物の保存に影響を与える場合は伐採等の検討が必要 保全をする上で、植栽は、樹木医の診断等による危険性の判断、工作物については、詳細な調査により危険性等の判断が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の利便性を高めるための機械設備の更新や、駐車場の舗装修繕・改修も、必要に応じて実施が必要

2 環境保全の基本方針

登録文化財の保存環境の確保のため、継続して敷地を維持管理するとともに、敷地内で地域の伝統文化を伝える記念物を保存し、内丸地区の歴史を体感できる環境の形成に努める。

3 区域の区分と保全方針

本計画では 西側：庭園緑地部分を「保全区域」とし、景観（工作物を含む）と環境の保全を行う。 また、東側：駐車場・機械設備部分を「その他の区域」とし、歴史的環境に配慮した管理を行う。

4 周辺樹木の管理

倒木等により被害を及ぼすことのないよう、巡回点検を実施し、定期的な選定や樹木診断を行い、必要に応じて、支持材設置、枝払い、伐採等の対策を実施する。

5 工作物の管理

老朽化等による破損、利用者への被害を防止するため、定期的に状況確認を実施し、必要な措置を講じる。

1 防火対策

	現状	対応方針
防火対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物は鉄筋コンクリート造で燃焼性は低いものの、内部は木製が多く燃焼性が高い。 ・ 周辺は3方を道路が囲んでおり、唯一隣接する東側は鉄筋コンクリート造ビルである。 ・ 公会堂は消防法施行令別表第1の(1)ロに規定される防火対象物で延床面積 500 m²以上である。 ・ <u>計画地域は、防火地域に指定されている。</u> ・ 建物は公共施設であり、敷地内禁煙である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>防火区域は計画区域全域とする。</u> ・ <u>防火対策として、指定管理者の管理責任者を防火管理者に選任して防火管理を行わせる。</u>

(1) 予防措置計画

- ・ 防火対象管理区域以外での火気の使用は不可とし、危険物の取扱い等を変更するときは関係者の許可を受けるなど、危険物の管理や、可燃物の除去や整理を徹底
- ・ 常駐警備を導入
- ・ 法令に準じた避難経路図の作成掲示・避難路の確保を図り、年1回以上訓練を実施

(2) 防災設備計画

自動火災報知設備、屋内消火栓、漏電火災警報器、消火器、誘導灯を設置

(3) 今後の設備整備計画

必要に応じて消防と協議し設備の設置を推進

(4) 保守管理計画

消防法に基づく作動点検、外観点検、機能点検、総合点検などの定期点検を実施

2 防犯対策

	現状	対応方針
防犯対策	<ul style="list-style-type: none">・ 建具が老朽化し、完全に占めることが難しい窓や扉が点在。・ 木製建具や単板ガラスが主であり、容易な破壊と進入が可能。・ 内部には、建物の保守管理機器以外に、高額な設備や文化財等は保存・保管されていない。	<ul style="list-style-type: none">・ 引き続き常駐警備を導入

(1) 予防措置計画

- ・ 常駐警備を導入
- ・ 通常開館時にも、定期的な館内巡回を実施

(2) 防災設備計画

通常の鍵等の施錠機器

(3) 今後の設備整備計画

必要に応じて防犯設備の設置を推進

(4) 保守管理計画

日常的な施錠の確認、進入等の痕跡の有無の確認を実施

3 耐震対策

	現状	対応方針
耐震対策	<ul style="list-style-type: none"> 平成10年に建物躯体の耐震診断を実施した結果、概ね問題ないとされた。 令和5年度行った調査では、大ホールの釣り天井の脱落防止策が必要とされた。 	<ul style="list-style-type: none"> 大ホール吊り天井は、利用者の安全を最優先に検討を進める。

(1) 耐震補強

躯体に係る耐震に係る工事等は、当面実施不要

(2) 地震時の対処

- 火災訓練等と合わせ、地震を想定した定期的かつ実践的な訓練を実施
- 地震の震度により、建物への影響が少なく、かつ、盛岡地域に避難者が多数発生する場合は必要に応じて被災者支援などを実施

【参考：公会堂に近い避難所】

地震 盛岡市勤労福祉会館（約400m先）、杜陵小学校（約500m先）

4 風水害その他対策

	現状	対応方針
風水害その他対策	<ul style="list-style-type: none">・ 公会堂の所在地域は、中津川の浸水想定で0.5m以上～3.0m未満の浸水が想定されている。・ 盛岡市では、1951年4月に、風速22.2mの西北西の風が記録されている。	<ul style="list-style-type: none">・ 被災を防止するため、敷地の排水対策、浸水対策の実施を検討・ 強風でタイルの飛散が想定される場合は建物周辺を立入り禁止にするなどの措置を検討

【参考：公会堂に近い避難所】

洪水 盛岡城跡公園（約200m先）

1 公開活用の基本方針

文化財として県民の興味関心の向上を図り、これまでの使用形態にとらわれない幅広い利活用の実現を目指すことで、次の100年も県民に愛される公会堂を目指す。

(1) 方針の考え方

- ・ 公会堂は岩手県の芸術文化の殿堂として長く県民に親しまれてきた
- ・ また、県議会議場として県政と県民が交わる施設として建設された
- ・ 一方、近年は利用率の低下（特に大ホール）しており、県民への価値普及が必要不可欠

(2) 各計画の考え方

ア 公開計画の考え方

⇒ 現在の施設利用だけではなく、建物を見学する目的での利用も目指す

イ 建築活用の考え方

⇒ 大ホールや諸設備の改修・更新を行い、利用率の向上と、文化財としての価値向上を目指す

ウ 周辺環境整備の考え方

⇒ 継続して敷地を維持管理するとともに、内丸地区の歴史を体感できる環境の形成に努める

2 公開基本計画

使用形態にとらわれない幅広い利活用の実現を目指す。

(1) 建物の公開

- ・ 貸館利用を継続するとともに、県民の方に、今以上に親しみを持ってもらい、文化財としての価値普及を目的とした公開に向けて、検討を継続する。
- ・ 検討においては、建物全体の歴史的ストーリー性を重視する。

(2) 関連資料等の公開

- ・ 施設に係る物品の展示や、建設に係る書類など、「公会堂を見学することでしか見ることのできない展示」を目指す。

3 建築活用計画

(1) 活用計画

用途	対応方針
貸館	<ul style="list-style-type: none"> 各会議室・応接室・理事室は、これまで同様会議室としての利用を行う。 その他、昨今のニーズに合わせ現在使用していない空間をコワーキングスペースやテレワークスペースとして利用可能となるよう検討を進める。 大ホールは、これまでの劇場としての機能だけではなく、広い空間を活用し、且つ文化財という貴重な価値を持った多目的ホール化を目指す。
見学	<ul style="list-style-type: none"> 公開基本計画に則って見学コースの設定を検討する。 当面は、イベント時の公開や、個別のニーズに応じた対応を図る。

(2) 動線計画

用途	対応方針
貸館	<ul style="list-style-type: none"> 諸室については正面・西側入口から1・2階の廊下を通る動線とする。 大ホール利用者は、イベント時は大ホール入口からの動線とする。 通常使用していない階段・地下通路等は動線として利用しない。
見学	<ul style="list-style-type: none"> 正面玄関から、2階倉庫（現展示室）、塔屋（職員同行時のみ）までの、秋桜の階段を主とした縦のラインでの動線とする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> その他の利用者（バス待ち・トイレのみ利用等を想定）動線は、バリアフリートイレも含めた1階西側を中心とした動線とする

(3) 活用に係る整備計画

ア 設備改修

設備の改修に向けて、文化財的価値の保存のため都度調査と課題の整理を行う

イ 現状変更

活用計画実施に向けた文化財保護法上の現状変更は行わない

	対応方針
館内	<ul style="list-style-type: none"> 大ホールは、多目的ホール化に向けて、既存の座席の撤去、床のフラット化、天井の復原を目指す 大ホール以外は、文化財的価値向上を含む大規模改修を見据えた検討を継続する 事業の具体化に向けては、技術的観点や利用者視点に立ち、有識者から都度意見を聴取して、保存部位を生かす検討を合わせて行う。
設備	<ul style="list-style-type: none"> 大ホールは冷房が無いことから、<u>空調・換気設備を設置</u>する 多目的施設として活用が広がるよう、電気通信設備は、必要に応じて改修を行う計画策定後、上記の改修を目指して検討を重ねる 利用者の利便性の向上に向けた、諸室の設備整備を進める。

4 外構及び周辺整備計画

- ・ 継続して敷地を維持管理するとともに、内丸地区の歴史を体感できる環境の形成に努める
- ・ 東側：駐車場・機械設備部分は利用者の利便性向上を目指して整備を進める

5 実施に向けての課題

- ・ 竣工図面が現存せず、竣工時の状況を把握できる資料が乏しいことから、当時の新聞や個人の写真などを活用しての考証をせざるを得ない
- ・ 構造が複雑であり、歴史的な建造物のため、対応可能な各種業者が限られる
- ・ 計画の実施に向けては、ネーミングライツ、企業版ふるさと納税の活用など、使用料金収入以外の継続的な財源の確保が求められる

6 活用に向けた計画条件の整備

- ・ 各種法令を遵守した整備を行う

1 文化庁長官の許可が必要な場合

- ・ 文化財建造物の現状を変更しようとするとき（文化財保護法第 43 条第 1 項）
- ・ 文化財建造物の保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき（文化財保護法第 43 条第 1 項）
- ・ 所有者及び管理団体以外の者が公開を行おうとするとき（文化財保護法第 53 条第 1 項）

2 文化庁長官へ届出が必要な場合

- ・ き損届（文化財保護法第 33 条第 1 項）
- ・ 修理届（文化財保護法第 43 条の 2）

3 保存活用計画の変更

今後行われる予定の保存修理後など、必要と認められる場合に本計画を改定する

令和8年度中の策定を目指し、以下のスケジュールにより策定作業を進める。

令和7年12月～令和8年3月 素案の作成

令和8年 4月～5月

素案のパブリックコメント実施

6月

最終案の作成



配布資料2【個別資料】

岩手県公会堂保存活用計画保存部位等の設定について

第2章 保存管理計画

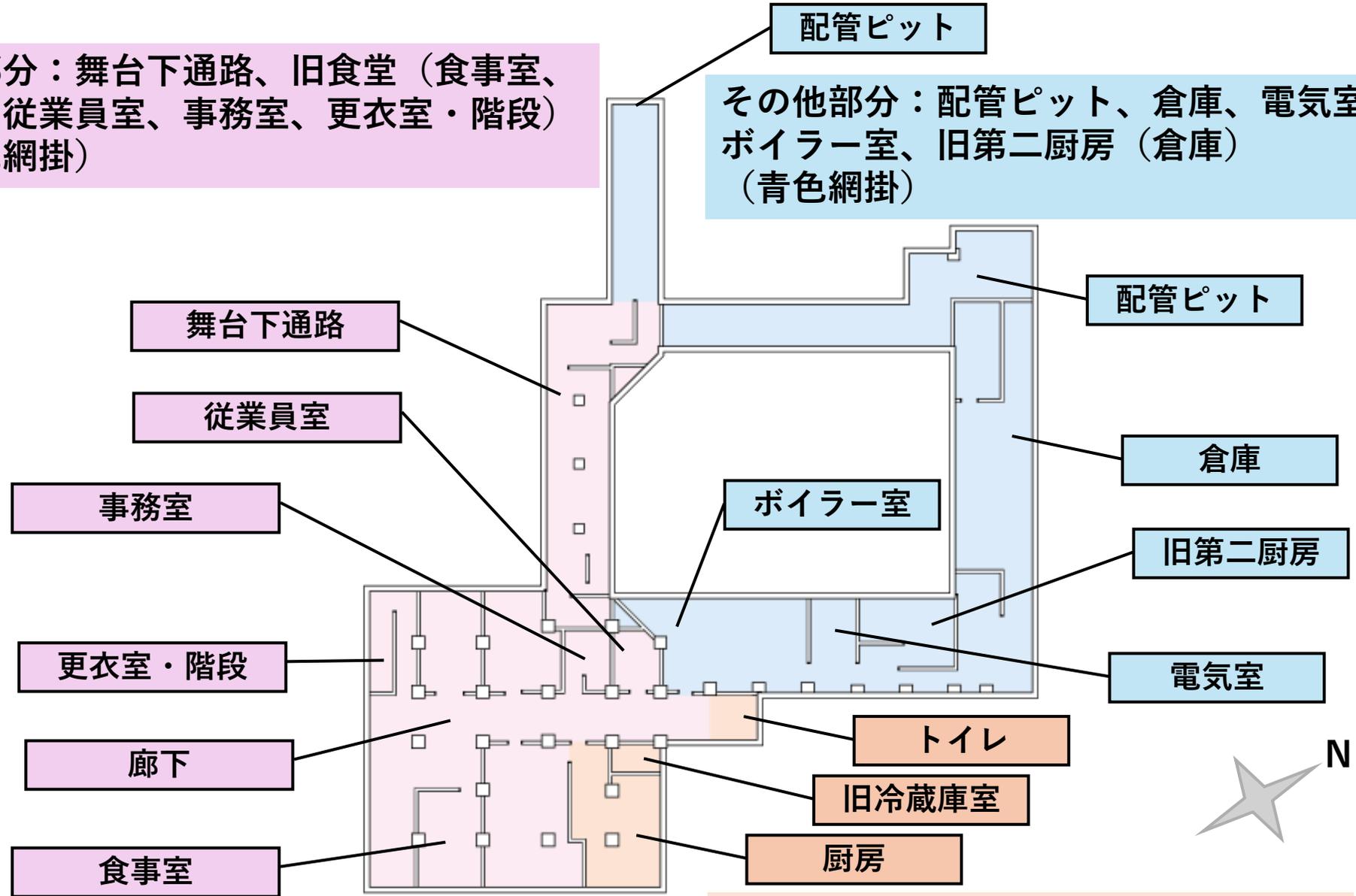
第2項 保護の方針 - (1) 部分設定

基準	定義	方針
保存部分	文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分	<ul style="list-style-type: none">壁、柱、床、天井等の主要構造部及び通常望見できる範囲は原則として保存部分とする構造補強・活用のための改変や、外観意匠及び内部空間を阻害するようなものは、必要最小限の設置保守上で必要な改修の際は、竣工時の意匠を踏まえた復原を検討
保全部分	維持及び保全することが要求される部分（厳密な保存を必要とせず、管理・活用及び補強等のために改変は可）	<ul style="list-style-type: none">施設の管理・保守のための空間は原則として保全部分とするバリアフリー化が必要な便所、一般公開しない事務室や倉庫は、既存部材の保存に最大限考慮
その他部分	竣工後に設置または付加されたことが明らかな部分	<ul style="list-style-type: none">増築された箇所は原則としてその他部分とする今後の修理や更新の際には、撤去等も含めて検討

建物平面 階数：地下1階

保存部分：舞台下通路、旧食堂（食事室、廊下、従業員室、事務室、更衣室・階段）
（赤色網掛）

その他部分：配管ピット、倉庫、電気室、ボイラー室、旧第二厨房（倉庫）
（青色網掛）

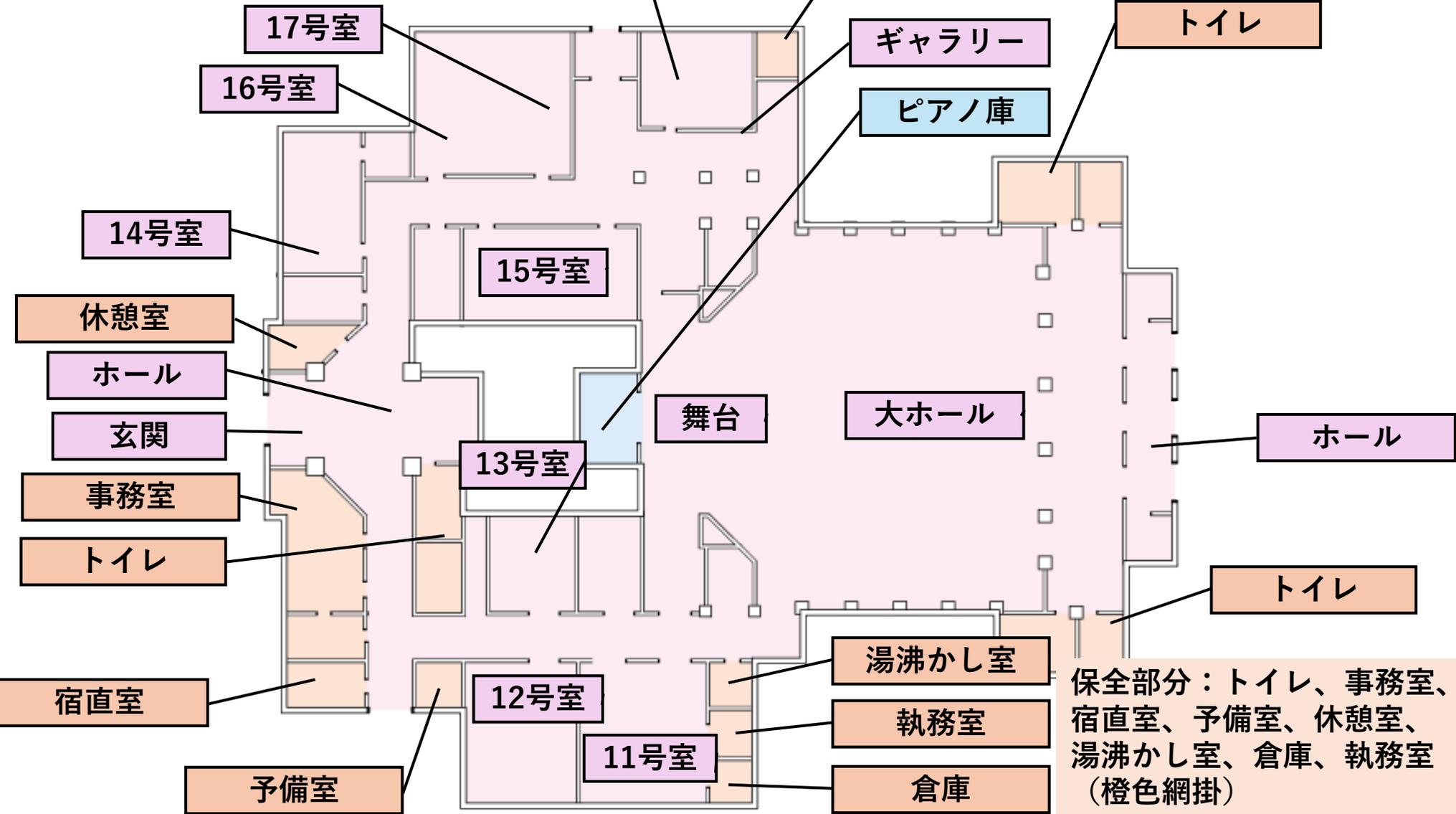


保全部分：トイレ、厨房、旧冷蔵庫室
（橙色網掛）

建物平面 階数：1階

保存部分：11～18号室、倉庫、階段、大ホール、舞台、ホール、ギャラリー（赤色網掛）

その他部分：ピアノ庫（青色網掛）

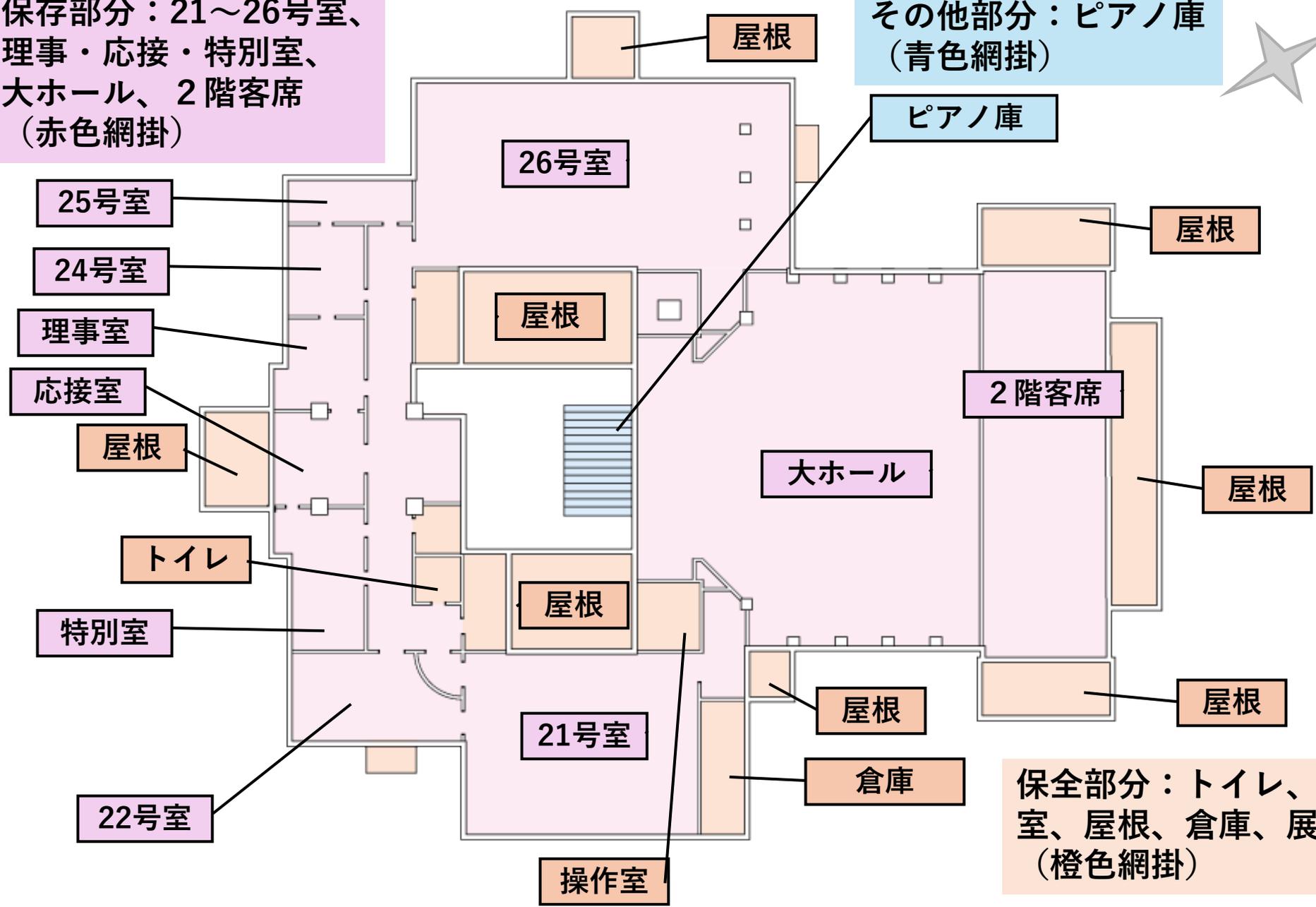


保全部分：トイレ、事務室、宿直室、予備室、休憩室、湯沸かし室、倉庫、執務室（橙色網掛）

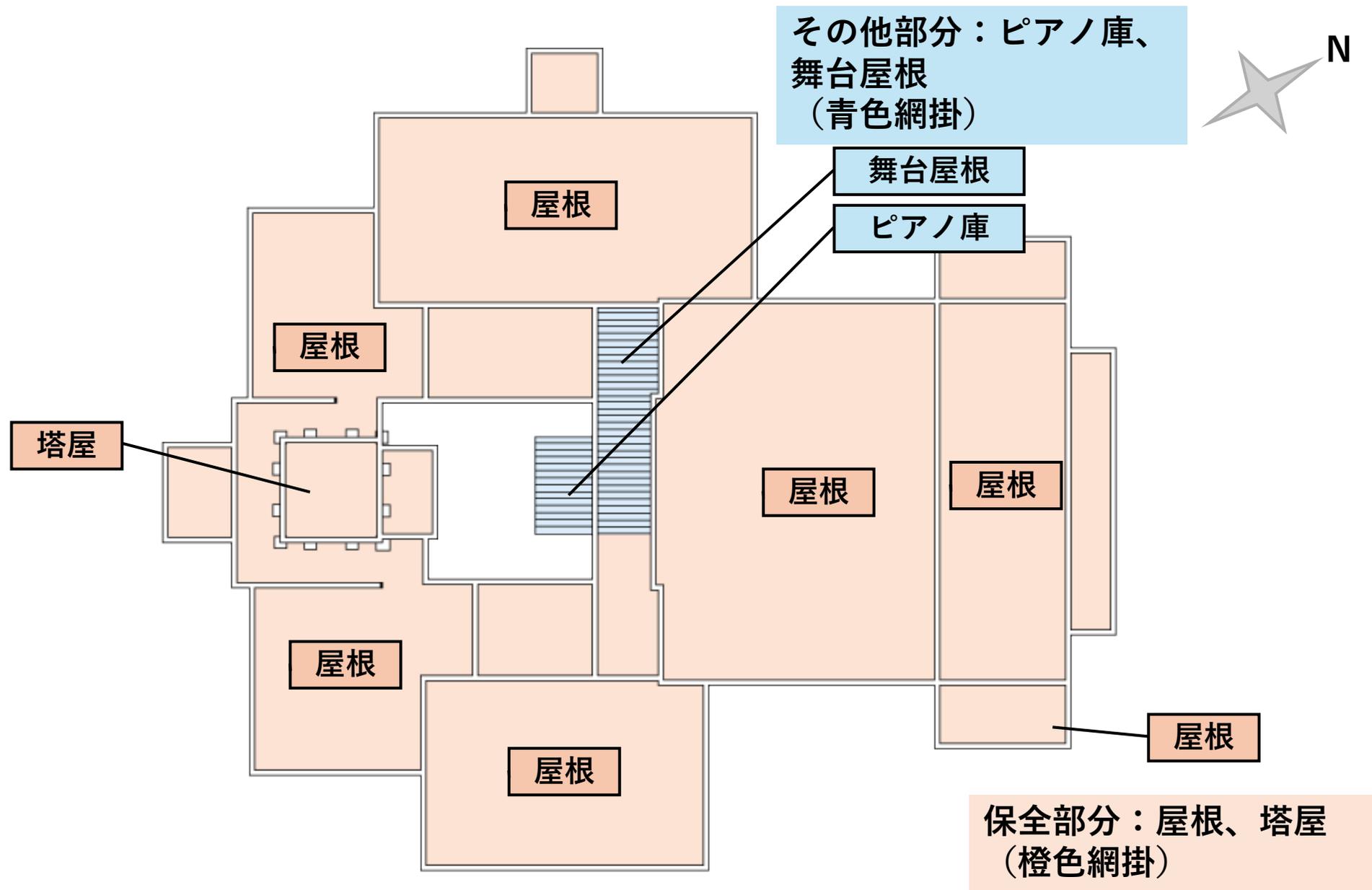
建物平面 階数：2階

保存部分：21～26号室、
理事・応接・特別室、
大ホール、2階客席
(赤色網掛)

その他部分：ピアノ庫
(青色網掛)

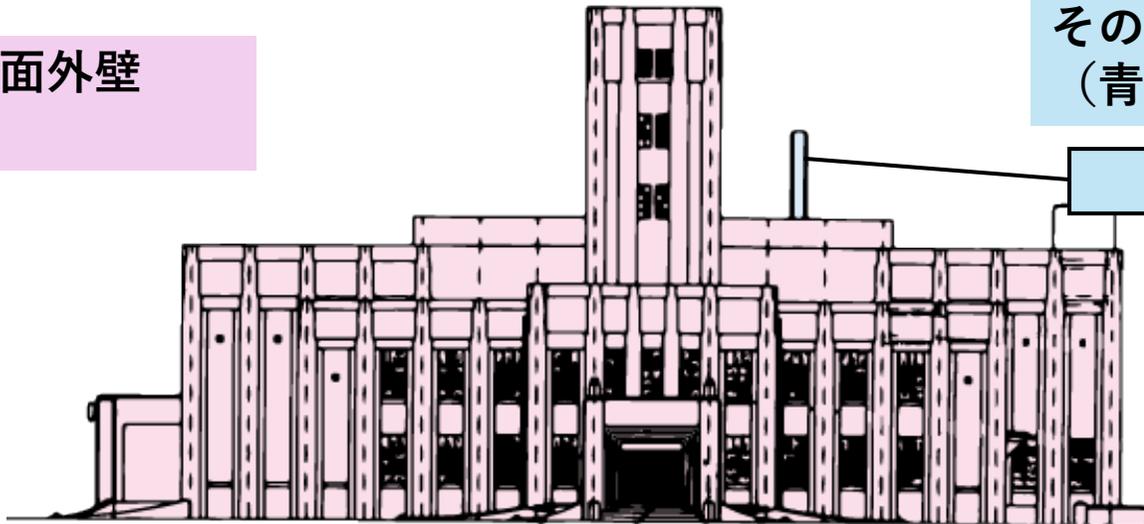


保全部分：トイレ、操作
室、屋根、倉庫、展示室
(橙色網掛)



建物外観：正面、東側

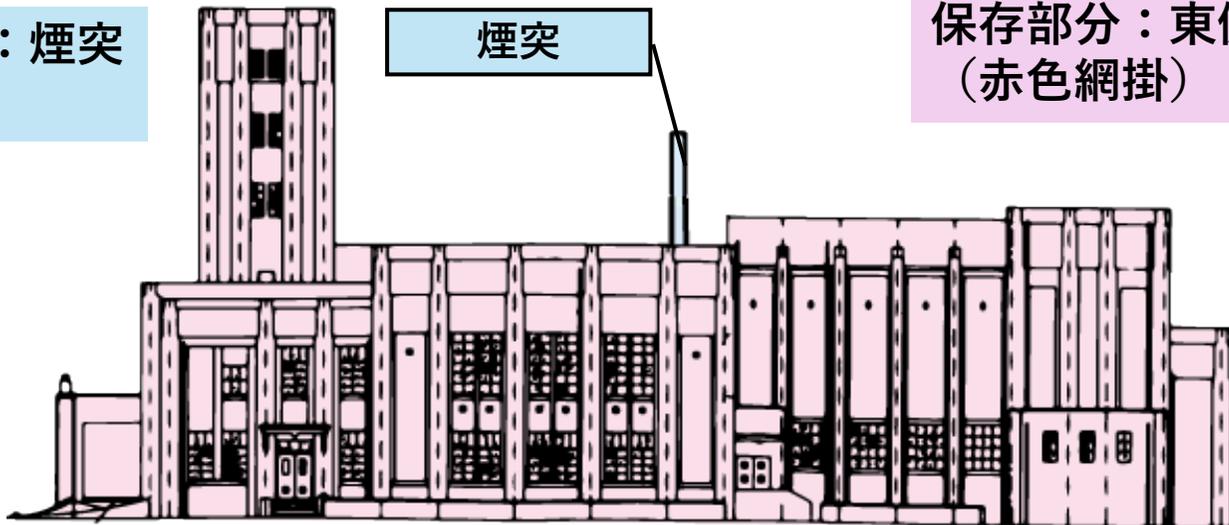
保存部分：正面外壁
(赤色網掛)



その他部分：煙突
(青色網掛)

煙突

その他部分：煙突
(青色網掛)

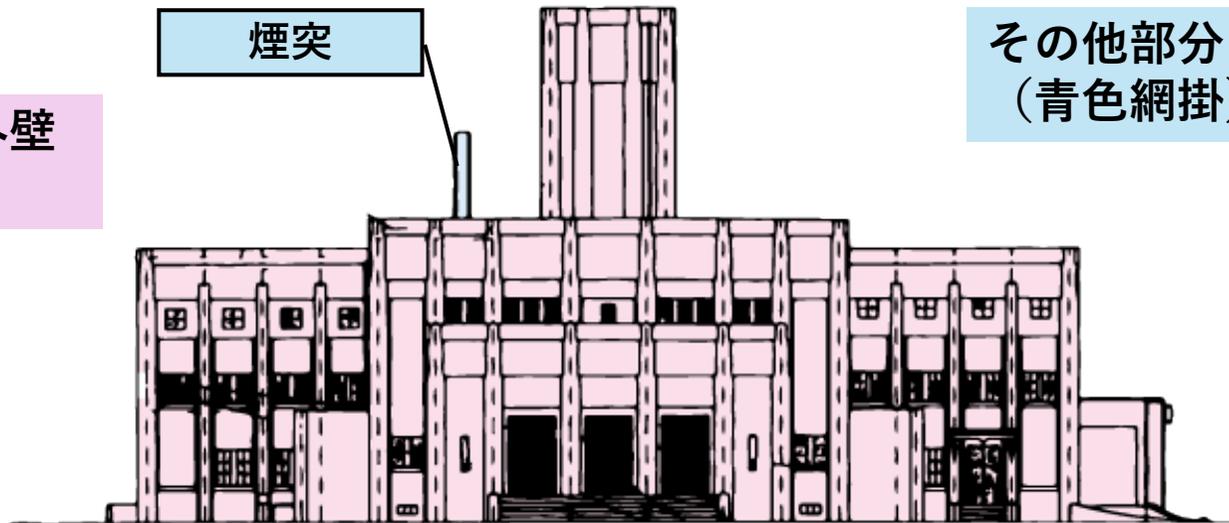


煙突

保存部分：東側外壁
(赤色網掛)

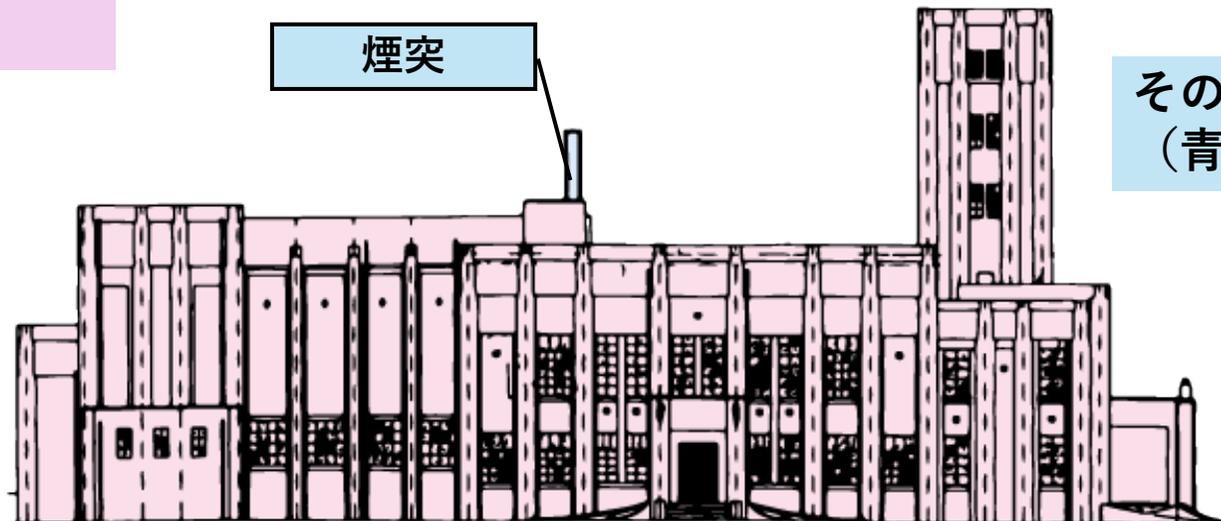
建物外観：後方、西側

保存部分：後方外壁
(赤色網掛)



その他部分：煙突
(青色網掛)

保存部分：西側外壁
(赤色網掛)

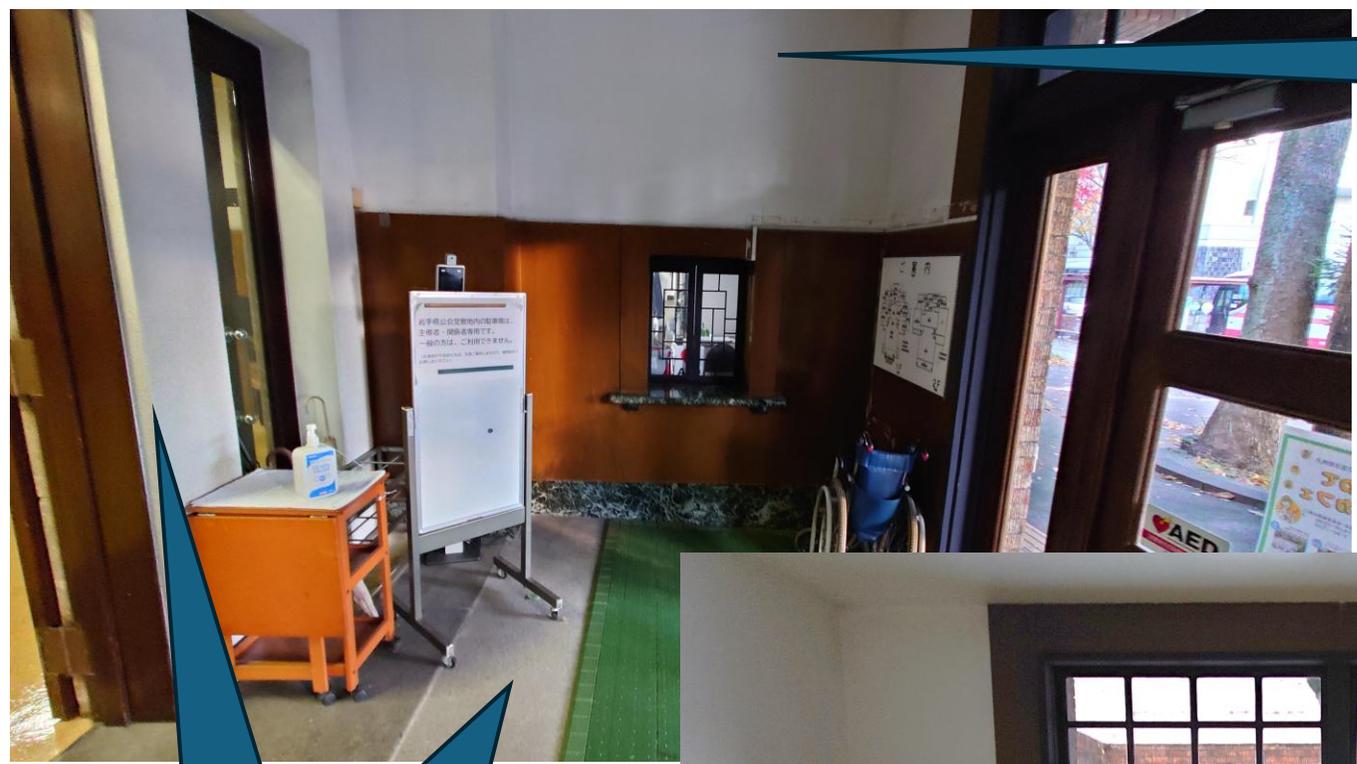


その他部分：煙突
(青色網掛)

第2章 保存管理計画

第2項 保護の方針 - (2) 部位設定

基準	定義	方針
基準①	材料自体の保存を行う部位	装飾が施されるなど意匠上の配慮が必要とされる部位、特殊な材料又は仕様である部位、主要な構造を構成する部位
基準②	材料の形状・材質・仕上・色彩の保存を行う部位	定期的な材料の取り替えや補修が必要とされる部位（復元済みの部分も該当）
基準③	主たる形状及び彩色を保存する部位	当初材ではないが、形状・色彩の保存に努め、活用・補強のためのやむを得ない改修は可能である部分
基準④	意匠上の配慮を必要とする部位	当初材を含まず、活用・補強のため、意匠上配慮して変更が可能な部分
基準⑤	所有者等の自由裁量に委ねられる部位	保存や活用に必要のために取付ける既製品等の部位



基準④
現天井

基準③
玄関ドア

基準①
三方枠ボーダー

基準②
壁

基準①
床タイル

基準①
旧天井

基準①
巾木

基準③
建具



基準①
旧天井

基準②
建具

基準①
巾木



基準④
現天井

基準⑤
電気設備

基準②
壁

基準②
床





基準①
三方枠ポーター

基準④
現天井

基準②
壁

基準③
玄関ドア

基準②
床

基準①
旧天井

基準②
建具



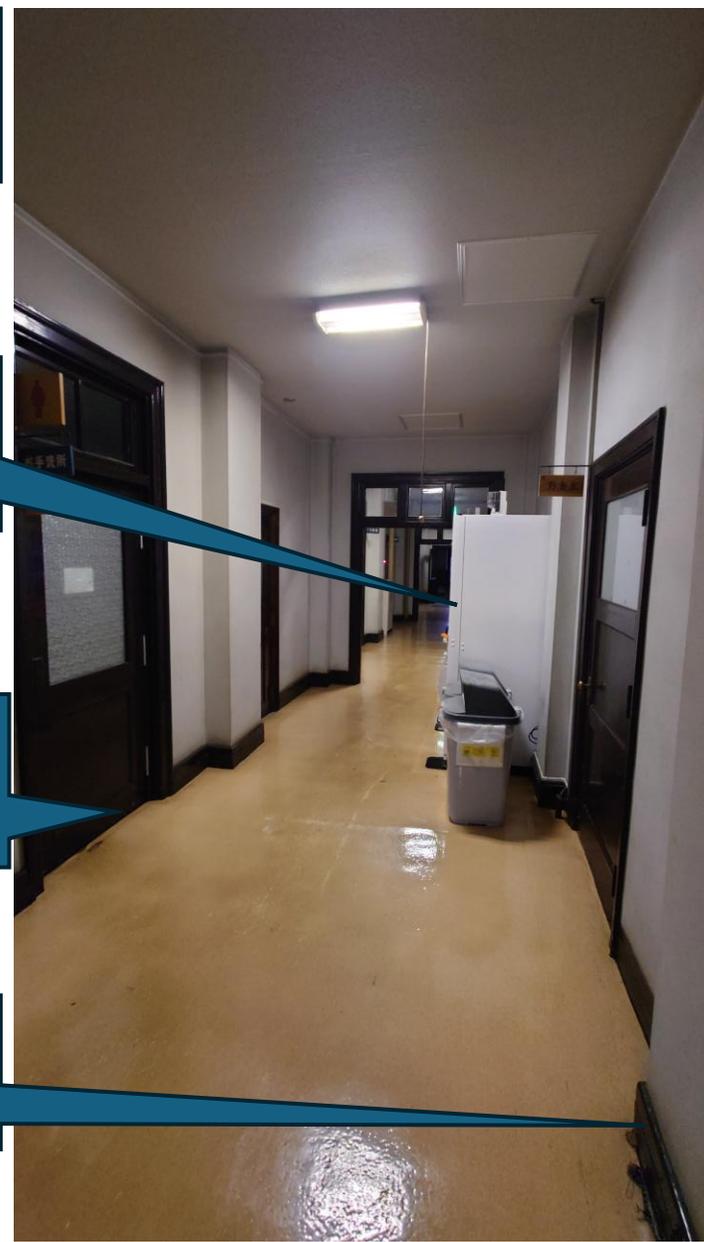
基準①
巾木

基準①
旧天井

基準⑤
自動販売機

基準②
建具

基準①
巾木



基準④
現天井

基準⑤
電灯

基準②
壁

基準②
床





基準⑤
電灯・空調・
内線機器

基準④
現天井

基準②
壁

基準①
巾木

基準②
床

基準①
旧天井

基準②
建具





基準④
現天井

基準①
巾木

基準②
壁

基準②
床

基準①
旧天井

基準②
建具



基準①
旧天井

基準①
受付カウン
ター

基準②
建具

基準②
床



基準②
壁

基準③
玄関ドア

基準①
旧天井

基準②
建具

基準①
巾木



基準④
現天井

基準⑤
電気設備

基準②
壁

基準②
床



基準①
旧天井

基準⑤
電気設備

基準④
個室

基準④
現天井



基準②
壁

基準②
建具

基準②
床

基準①
旧天井

基準②
建具

基準①
巾木



基準④
現天井

基準⑤
電気設備

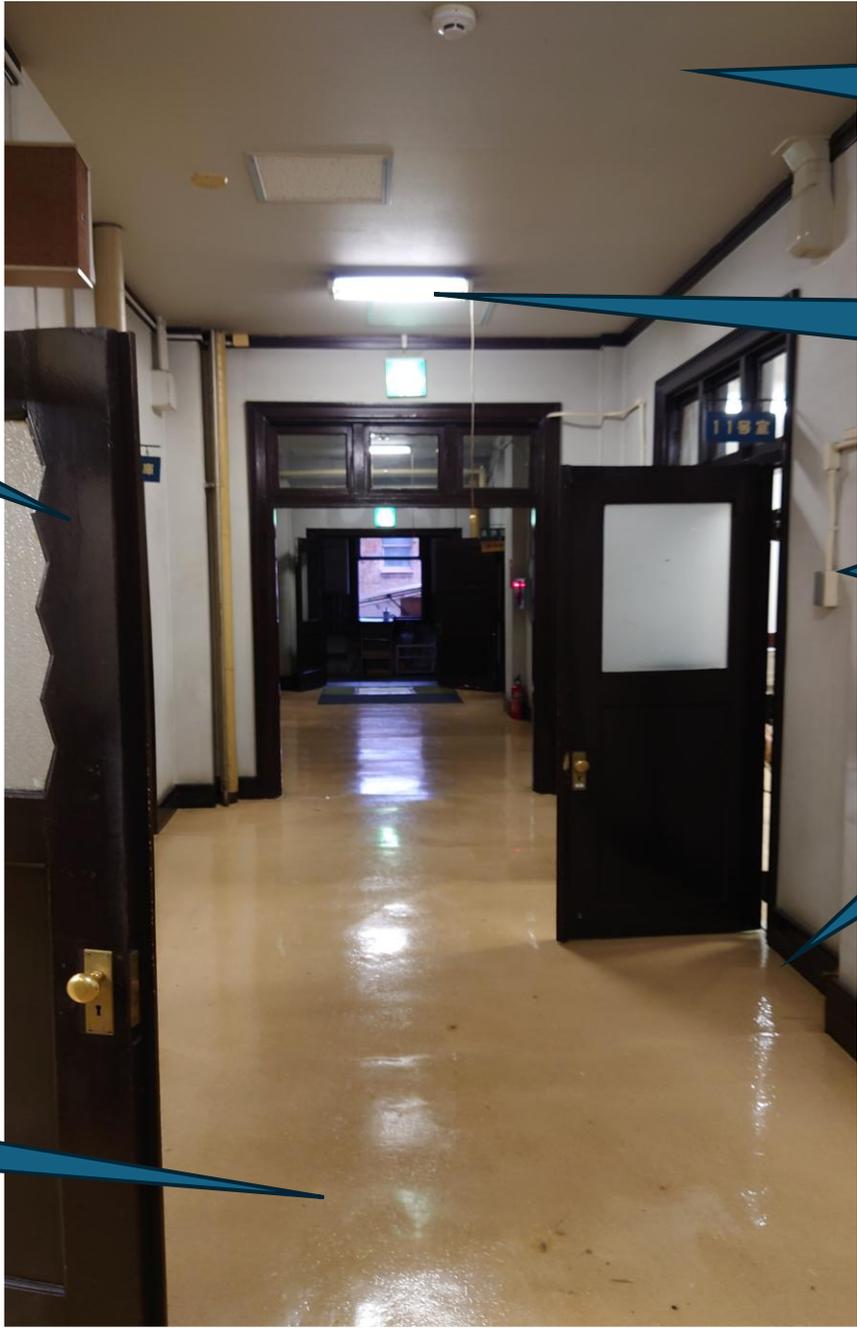
基準②
壁

基準②
床

基準①
旧天井

基準②
建具

基準②
床



基準④
現天井

基準⑤
電気設備

基準②
壁

基準①
巾木

基準①
旧天井

基準⑤
電気設備

基準②
壁



基準④
現天井

基準②
建具

基準①
巾木

基準②
床

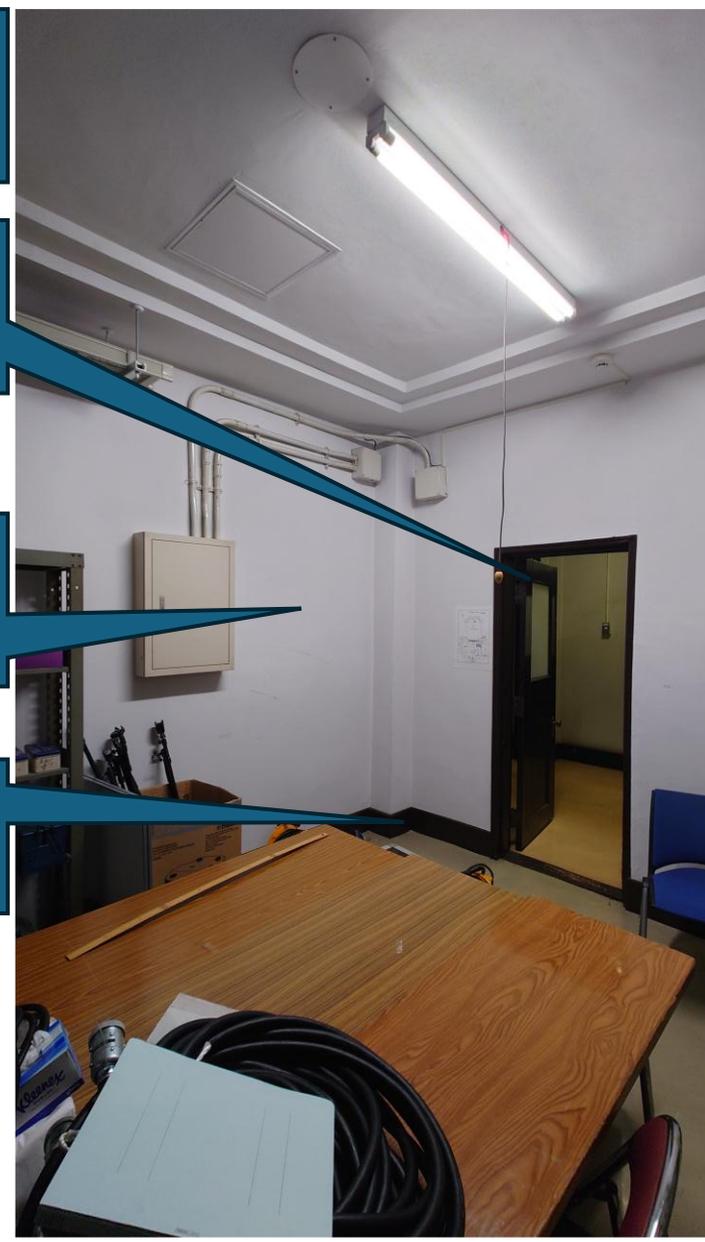
基準④
北側内壁

基準①
旧天井

基準②
建具

基準②
壁

基準①
巾木



基準④
現天井

基準⑤
電気設備

基準④
南側内壁

基準②
床



基準①
旧天井

基準②
壁

基準②
建具



基準④
現天井

基準⑤
電気設備

基準①
巾木

基準②
床

基準①
旧天井

基準⑤
電気・機械設備

基準②
建具



基準④
現天井

基準②
壁

基準②
床

基準①
旧天井

基準②
建具

基準①
巾木



基準⑤
電気設備

基準②
壁

基準②
床

基準④
現天井

基準①
旧天井

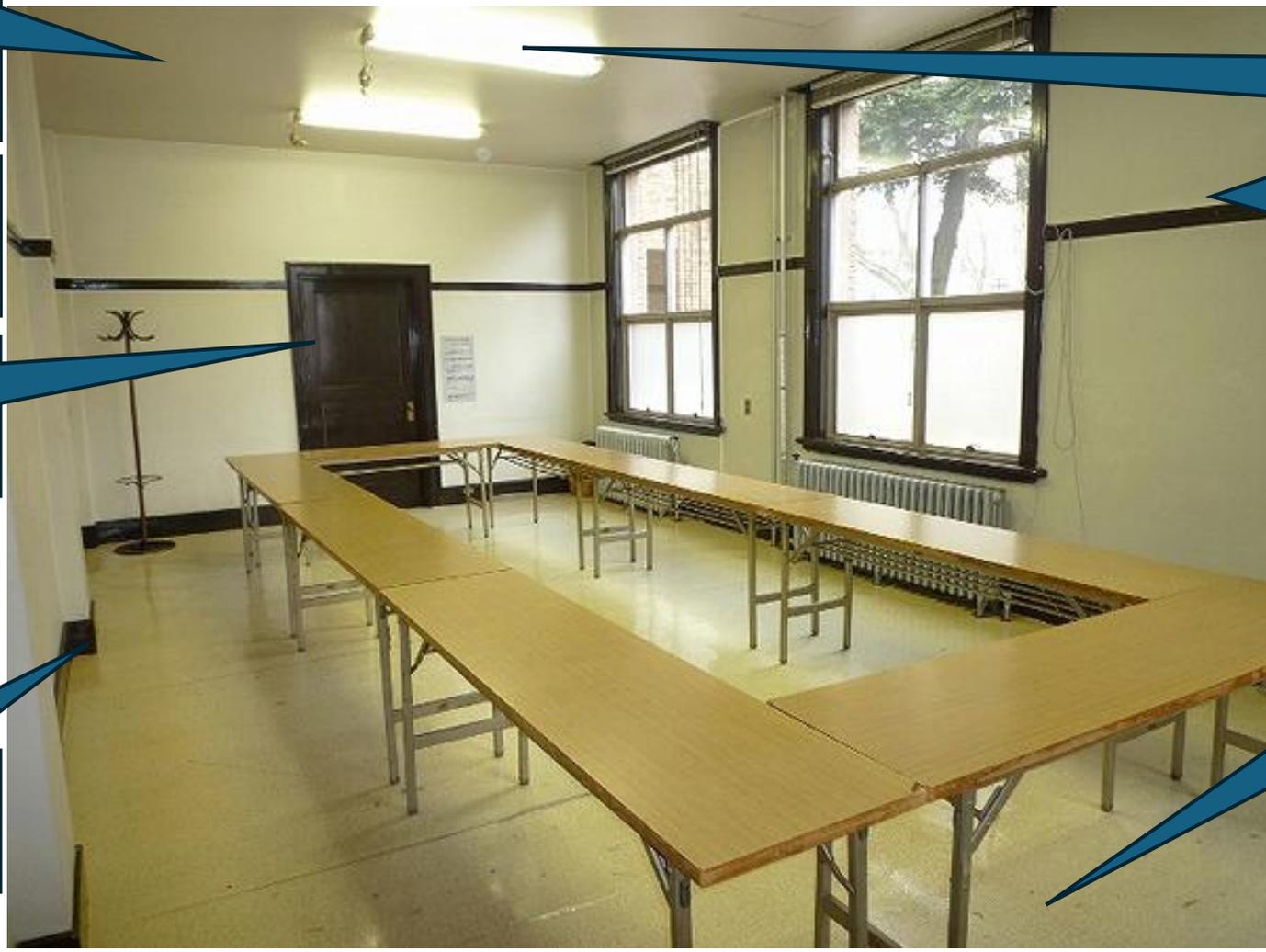
基準②
建具

基準①
巾木

基準⑤
電気設備

基準②
壁

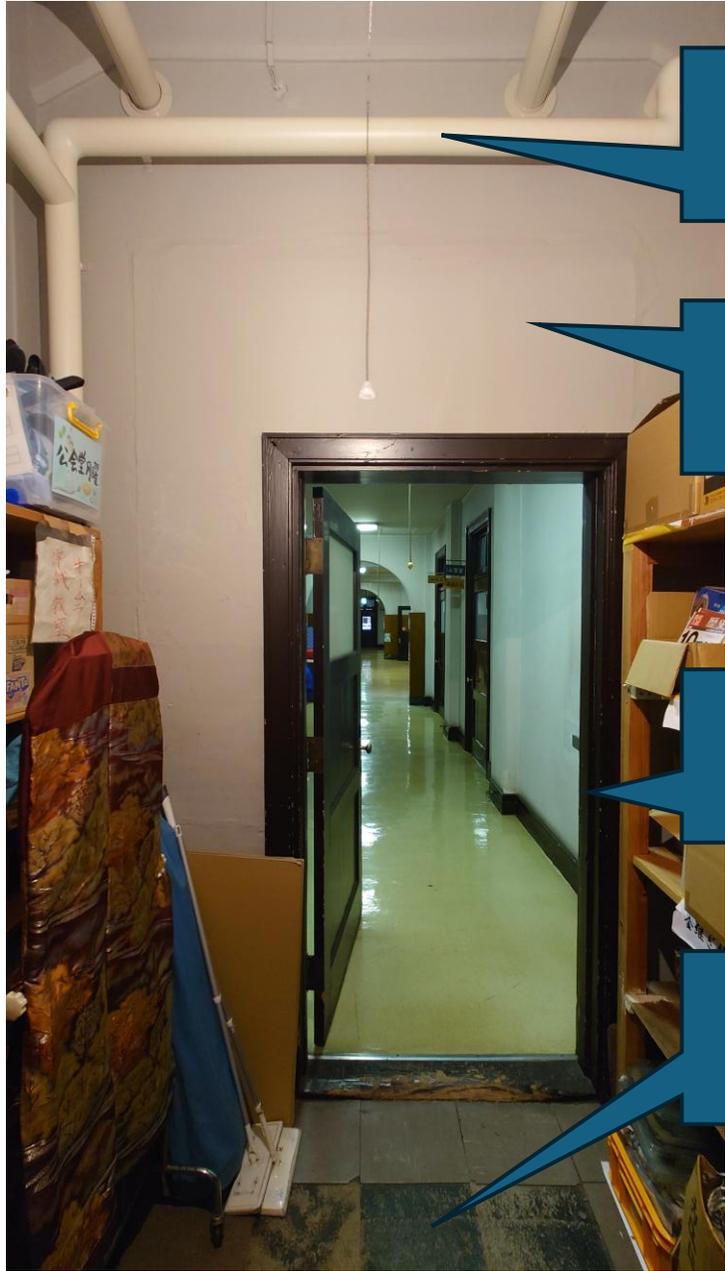
基準②
床



基準①
旧天井



基準①
巾木



基準⑤
電気設備

基準②
壁

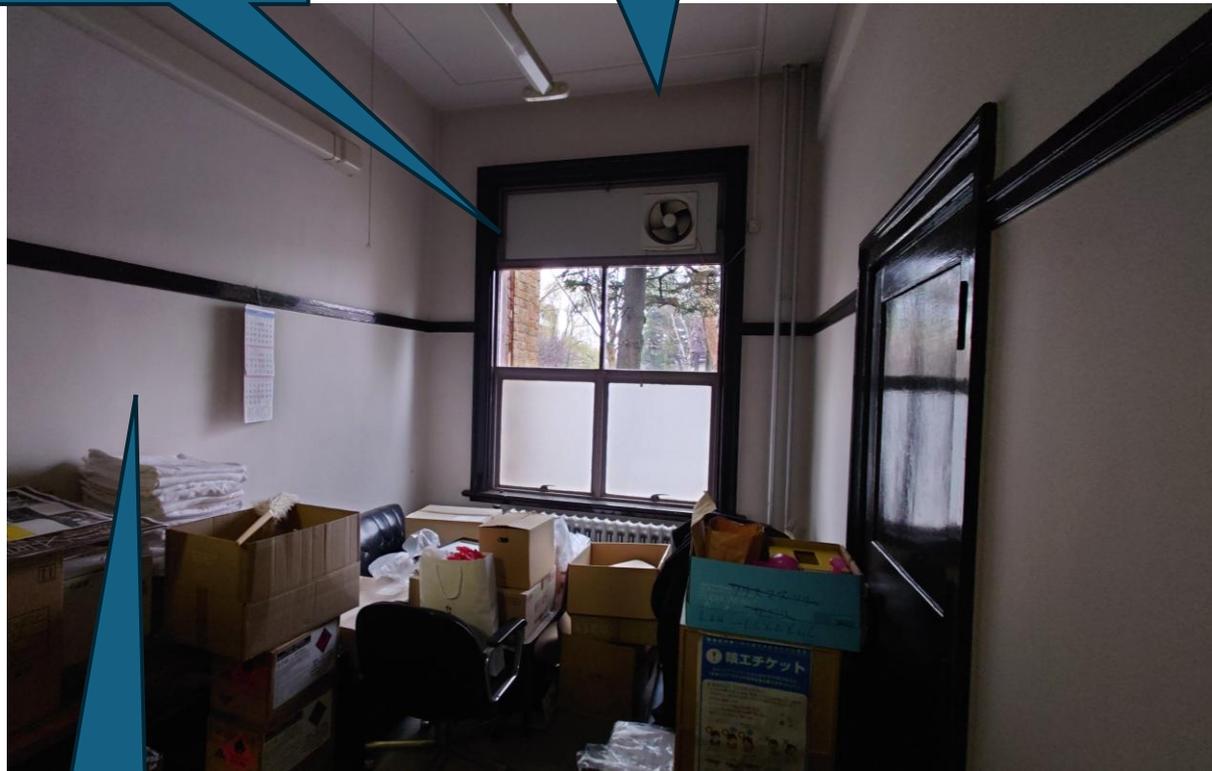
基準②
建具

基準②
床

基準②
建具

基準①
旧天井

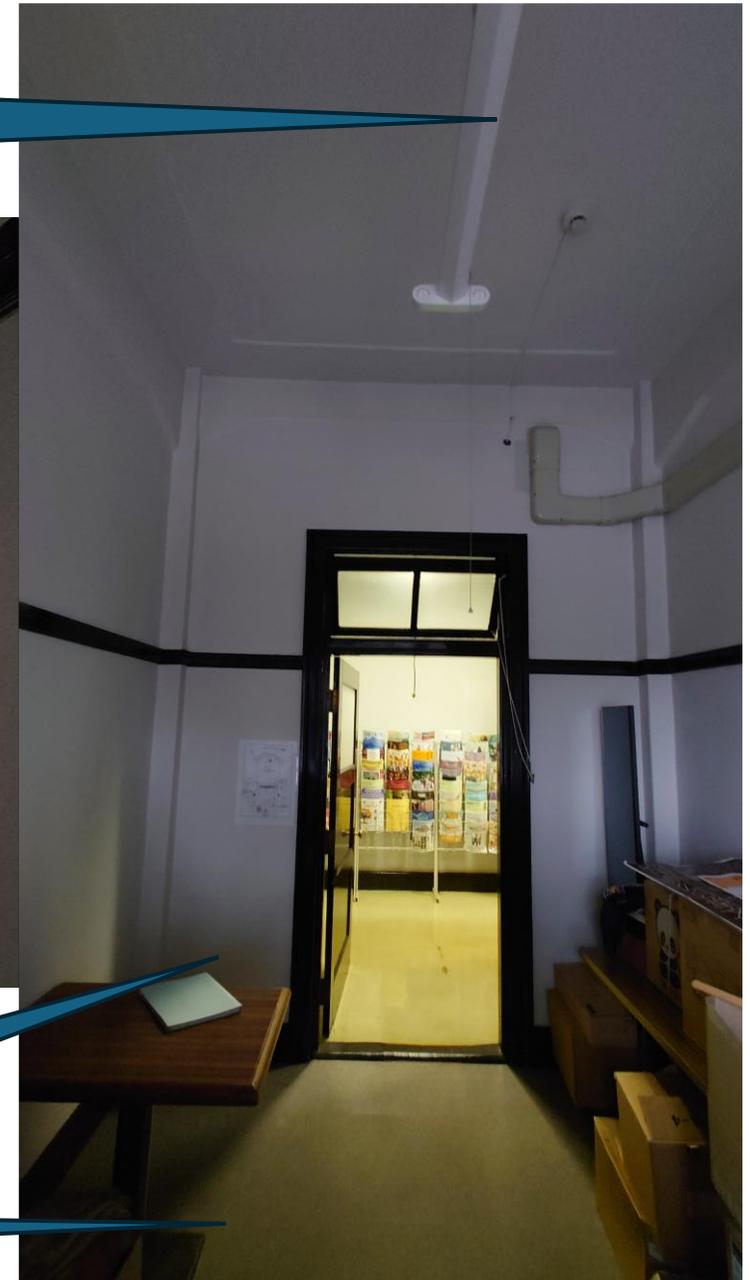
基準⑤
電気設備



基準②
壁

基準②
床

基準①
巾木



基準①
旧天井

基準⑤
電気設備

基準①
巾木



基準④
現天井

基準②
建具

基準②
壁

基準②
床

基準①
旧天井

基準②
建具

基準②
壁

基準①
巾木



基準④
現天井

基準⑤
電気設備

基準④
北側内壁

基準②
床

基準①
旧天井

基準②
建具

基準④
南側内壁

基準①
巾木



基準④
現天井

基準⑤
電気設備

基準②
壁

基準②
床

基準①
旧天井

基準②
建具

基準①
巾木



基準⑤
電気設備

基準④
現天井

基準②
壁

基準②
床

基準④
現天井

基準①
旧天井

基準②
壁

基準①
カウンター

基準⑤
電気設備

基準③
玄関ドア



基準②
床

基準①
巾木

基準②
建具

基準①
旧天井

基準④
現天井

基準⑤
電気・機械設備



基準⑤
床

基準⑤
壁

基準⑤
建具

基準①
旧天井

基準②
建具

基準②
壁



基準②
床

基準⑤
電気設備

基準①
巾木



基準①
旧天井

基準②
電気設備

基準②
壁

基準③
建具

基準①
巾木

基準②
床

基準②
壁

基準①
旧天井

基準②
電気設備



基準①
巾木

基準②
床

基準③
建具

基準①
旧天井

基準④
現天井

基準⑤
電気設備

基準②
建具

基準②
壁

基準④
北西側内壁

基準②
床

基準①
巾木



基準①
旧天井

基準⑤
電気設備

基準②
壁

基準①
巾木



基準④
現天井

基準②
建具

基準②
床

基準①
旧天井

基準②
建具

基準①
巾木



基準④
現天井

基準⑤
電気設備

基準②
壁

基準②
床

基準①
旧天井

基準②
壁

基準①
巾木



基準⑤
電気設備

基準④
現天井

基準②
建具

基準②
床

基準①
旧天井

基準②
壁

基準①
巾木



基準⑤
電気設備

基準④
現天井

基準②
建具

基準②
床

基準①
旧天井

基準②
建具

基準①
巾木



基準④
現天井

基準⑤
電気設備

基準②
壁

基準②
床

基準①
旧天井

基準②
建具

基準⑤
電気設備



基準②
壁

基準①
巾木

基準②
床

基準①
旧天井

基準⑤
電気設備



基準②
建具



基準④
現天井

基準②
壁

基準②
床

基準①
旧天井

基準④
個室

基準⑤
電気・機械設備

基準④
現天井



基準②
壁

基準②
床

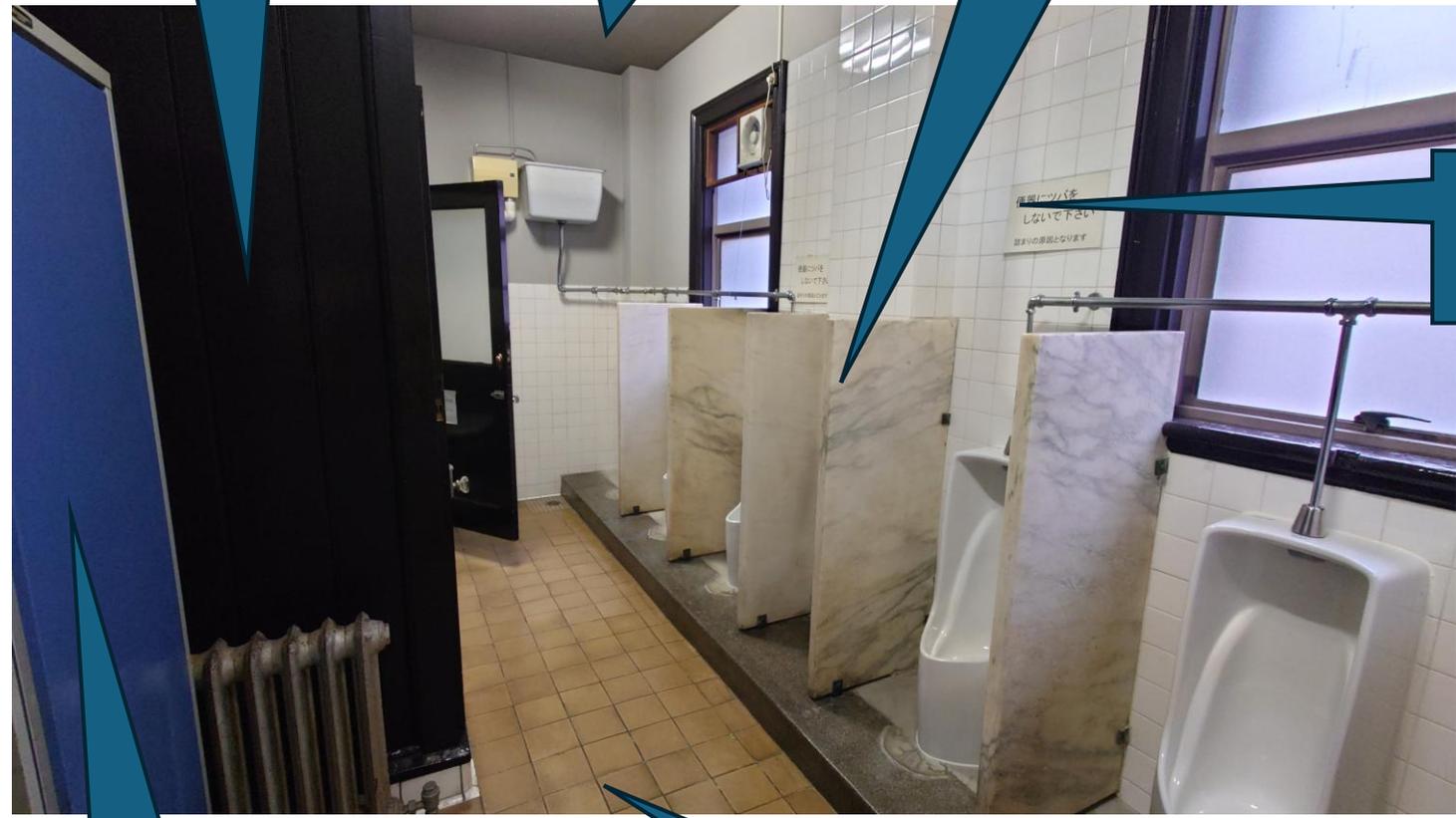
基準②
建具

基準①
旧天井

基準④
個室

基準④
現天井

基準⑤
電気・機械設備



基準②
壁

基準②
建具

基準②
床

基準②
建具

基準①
旧天井



基準②
壁

基準②
床

基準①
巾木

基準①
旧天井

基準④
仮設壁

基準④
現天井

基準②
建具

基準⑤
電気設備

基準②
壁

基準①
巾木

基準②
床





基準②
電気設備

基準④
仮設壁

基準②
壁



基準③
建具

基準①
巾木

基準①
旧天井

基準②
床



基準④
仮設壁

基準②
壁

基準①
旧天井

基準②
床

基準①
巾木

基準③
建具



基準①
旧天井

基準②
壁

基準②
床

基準①
巾木

基準①
旧天井



基準②
壁

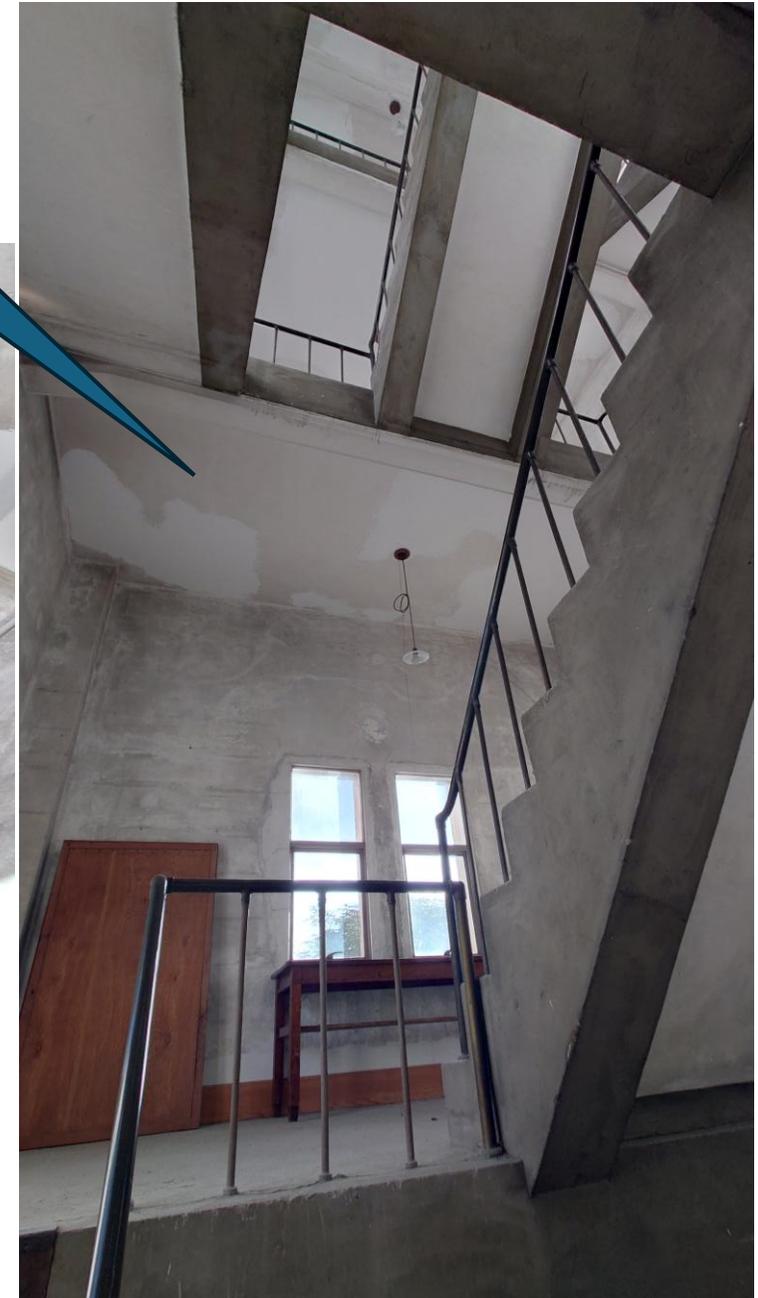
基準③
建具

基準②
床

基準①
巾木

基準②
壁

基準①
旧天井



基準②
床

基準①
手すり

基準①
巾木

基準①
旧天井

基準⑤
電気設備



基準②
壁

基準③
玄関ドア

基準①
巾木

基準②
床



基準①
旧天井

基準②
壁

基準②
建具

基準①
巾木

基準②
床

基準①
旧天井

基準②
建具

基準②
床



基準②
壁

基準③
玄関ドア

基準①
巾木

基準②
壁

基準①
旧天井



基準②
床

基準②
建具

基準①
巾木

基準①
旧天井

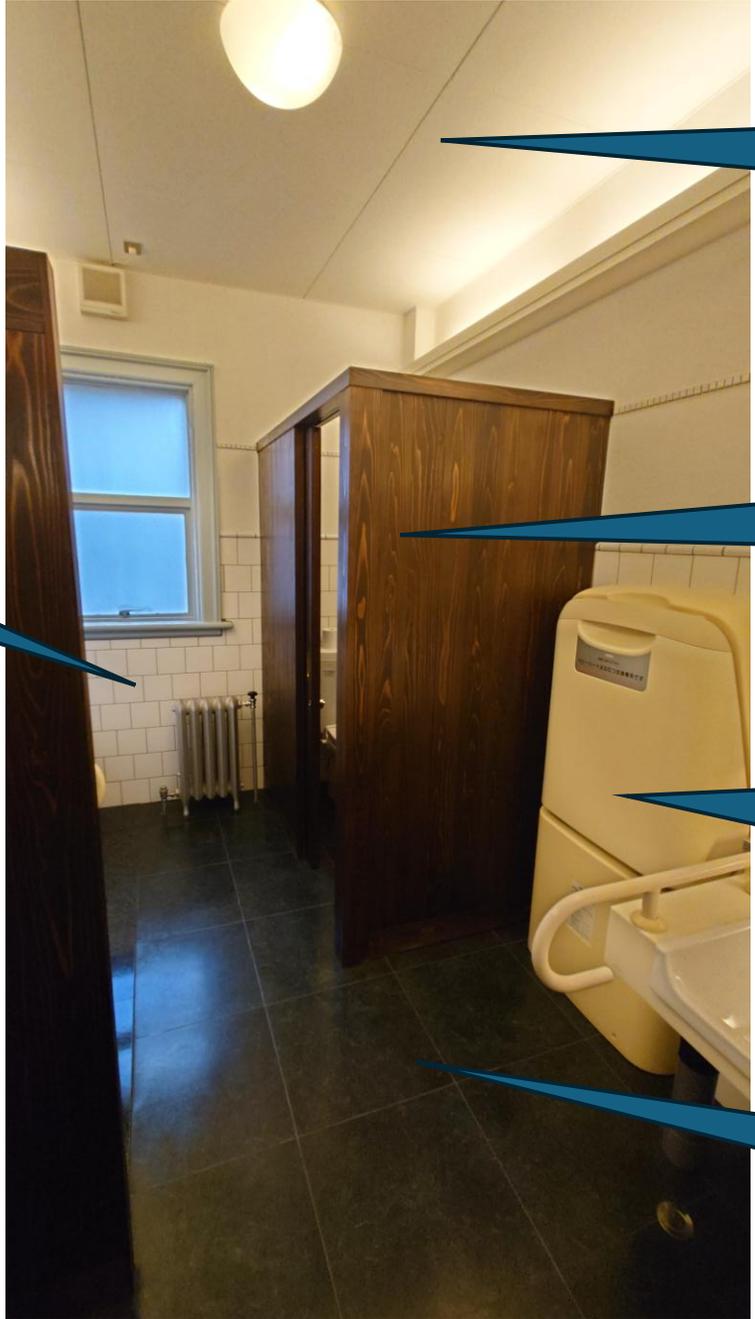
基準④
現天井

基準②
壁

基準④
個室

基準②
建具

基準⑤
電気・機械設備



基準②
床

基準⑤
電気・舞台設備

基準①
舞台脇レリーフ

基準①
壁レリーフ

基準④
現天井



基準④
壁

基準③
舞台前半部

基準④
入口ドア

基準④
固定座席

基準①
巾木

基準②
床



基準④
現天井

基準①
舞台脇レリーフ

基準⑤
電気・舞台設備

基準⑤
舞台上ぶどう棚

基準①
舞台壁



基準①
巾木

基準③
舞台前半部

基準②
舞台床

基準①
旧天井

基準②
壁



基準④
建具

基準④
玄関ドア

基準④
床

基準④
巾木

第3章 環境保全計画

第3項 区域の区分と保全方針

基準	対象	方針
保全区域	西側：庭園緑地部分	景観（工作物を含む）と環境の保全を行う
その他の区域	西側：庭園緑地部分	歴史的環境に配慮した管理を行う

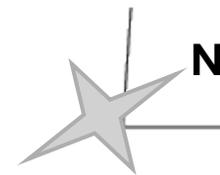
区域設定 (案)

地名案内板

県庁側(西側)

ドラマ記念看板

原敬胸像



南西側からの
望見を重視

中央通り側(南側)

保全区域「西側：庭園緑地部分」
(黄色網掛)

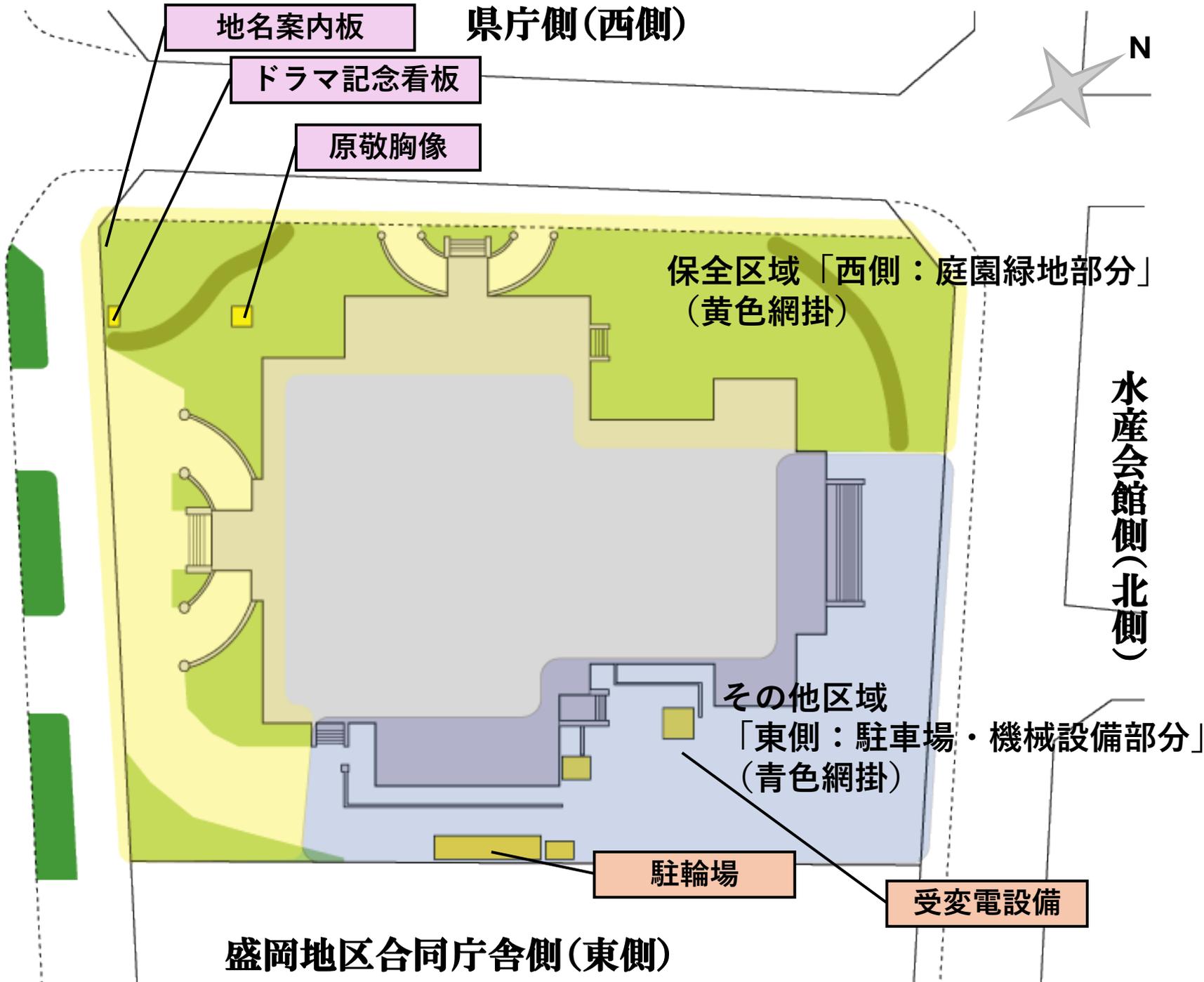
水産会館側(北側)

その他区域
「東側：駐車場・機械設備部分」
(青色網掛)

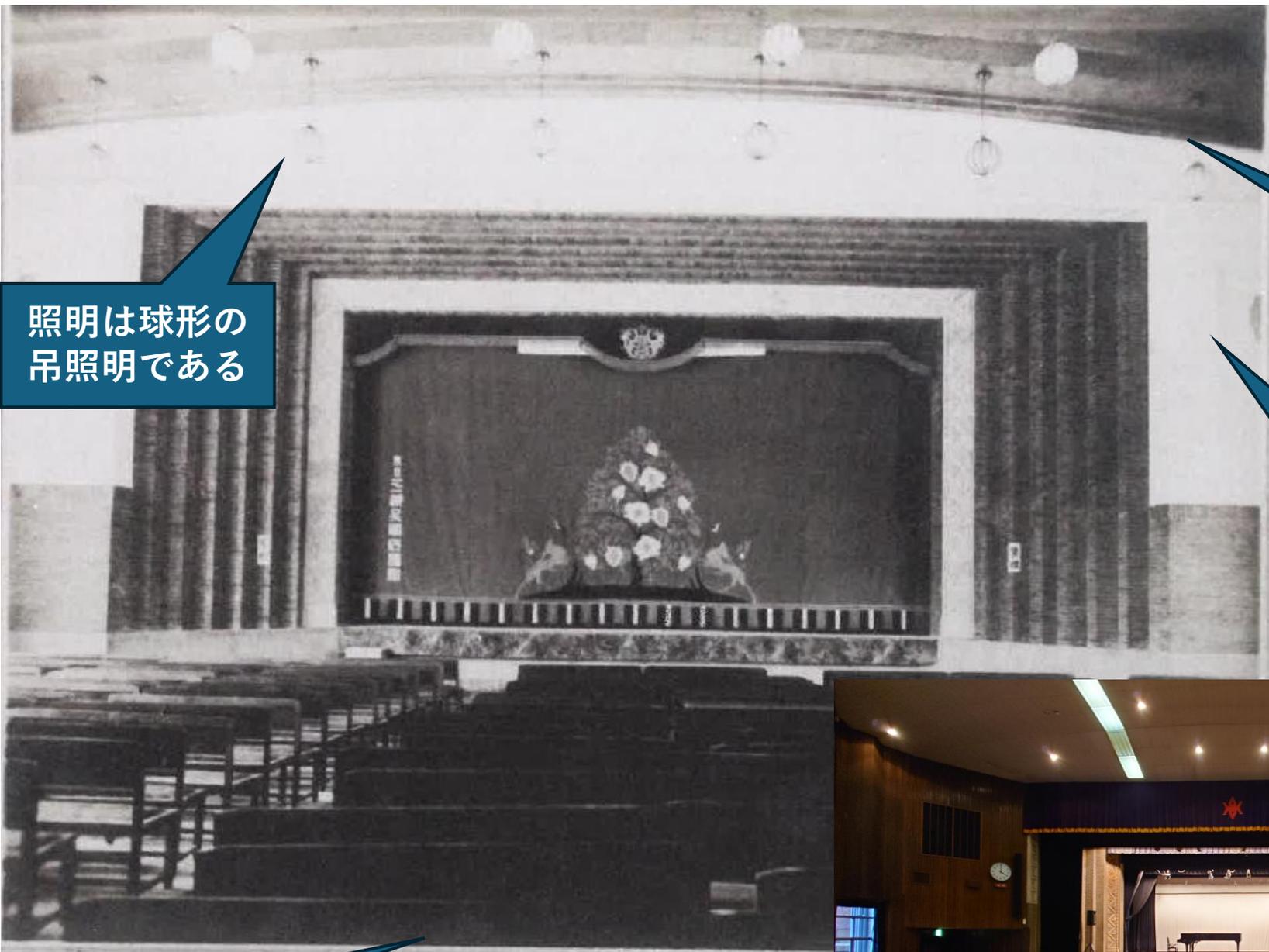
駐輪場

受変電設備

盛岡地区合同庁舎側(東側)



改修前の大ホールの状況と現況の比較



照明は球形の吊照明である

天井は折り上げで曲面構造である

内壁は白く平坦である

長椅子である



天井は2階席部分も同様である

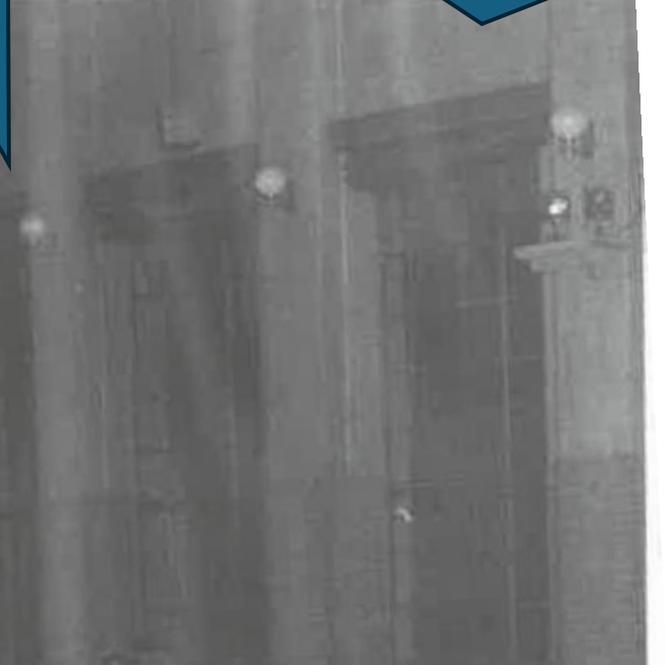
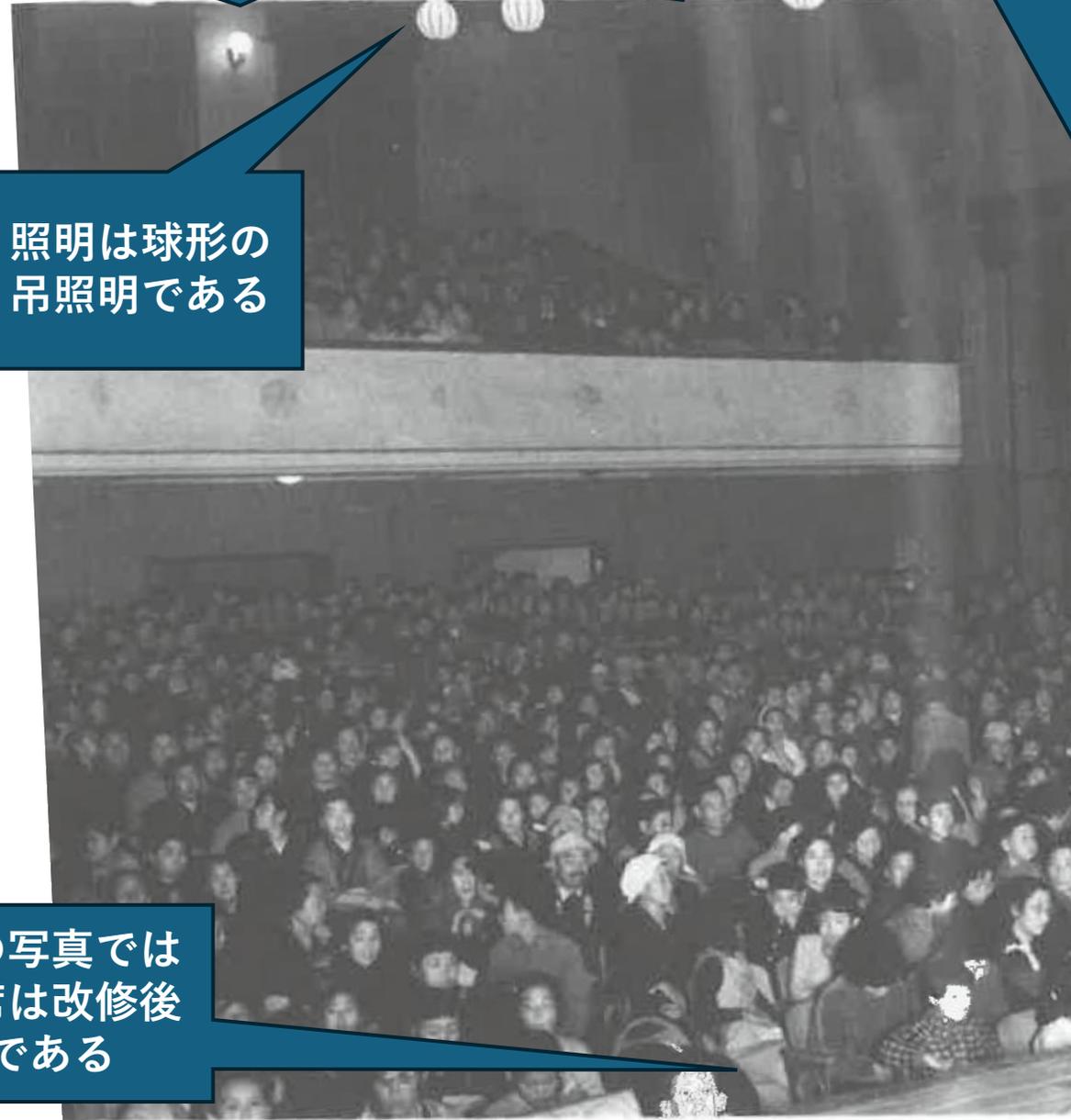
化粧梁との接点は曲線である

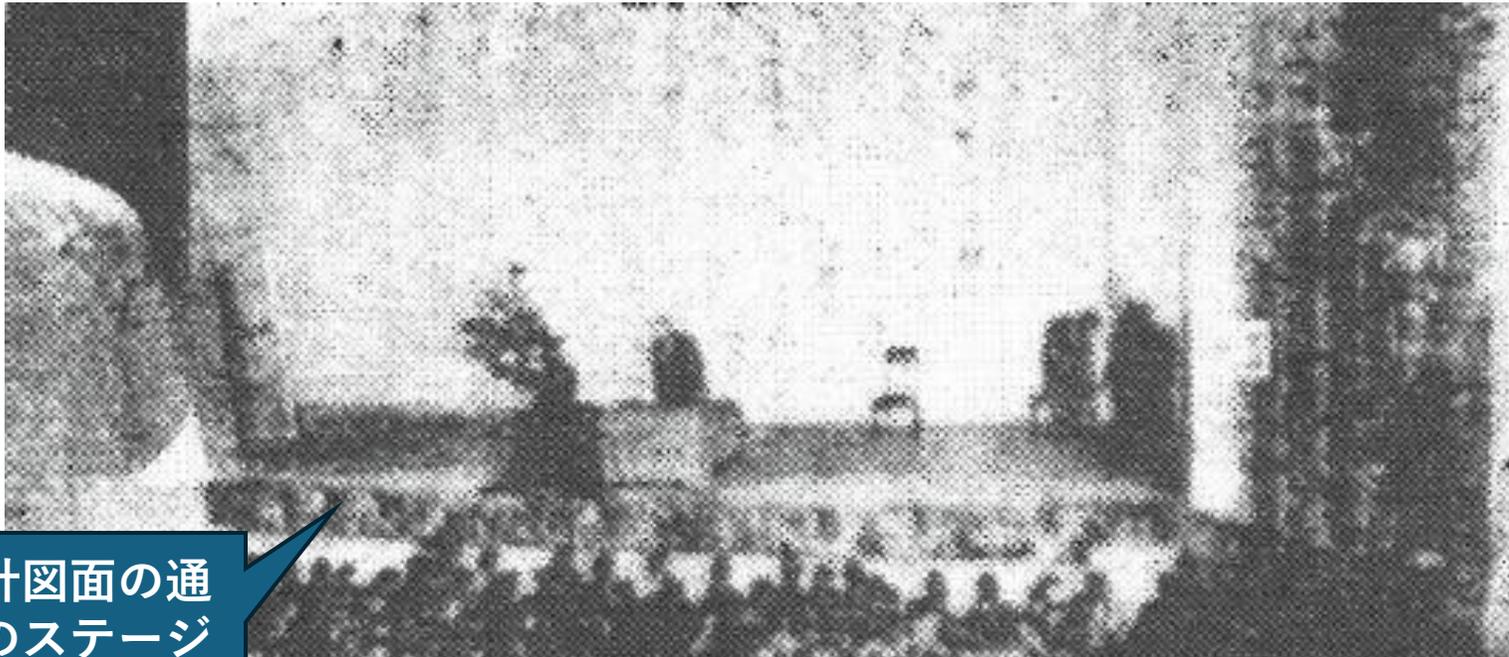
柱に球形の照明がある

窓が現在よりも上まで伸び（外壁に痕跡有）柱間は白色で平坦

照明は球形の吊照明である

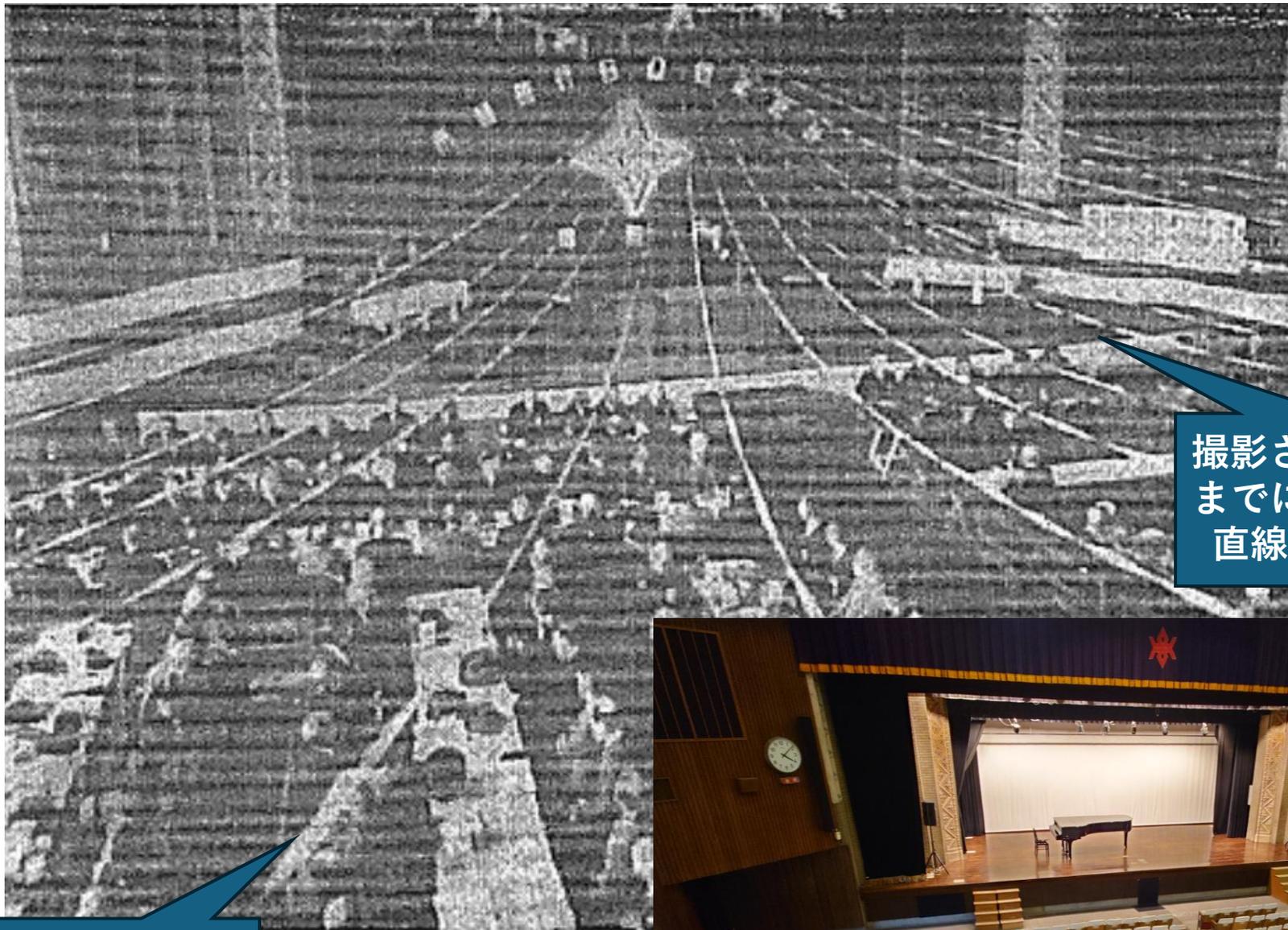
この写真では座席は改修後である





設計図面の通りのステージの全面





撮影された昭和24年
までには舞台前面が
直線化し、大型化

長椅子は移動
可能であった



配布資料4【個別資料】

岩手県公会堂の利用状況について

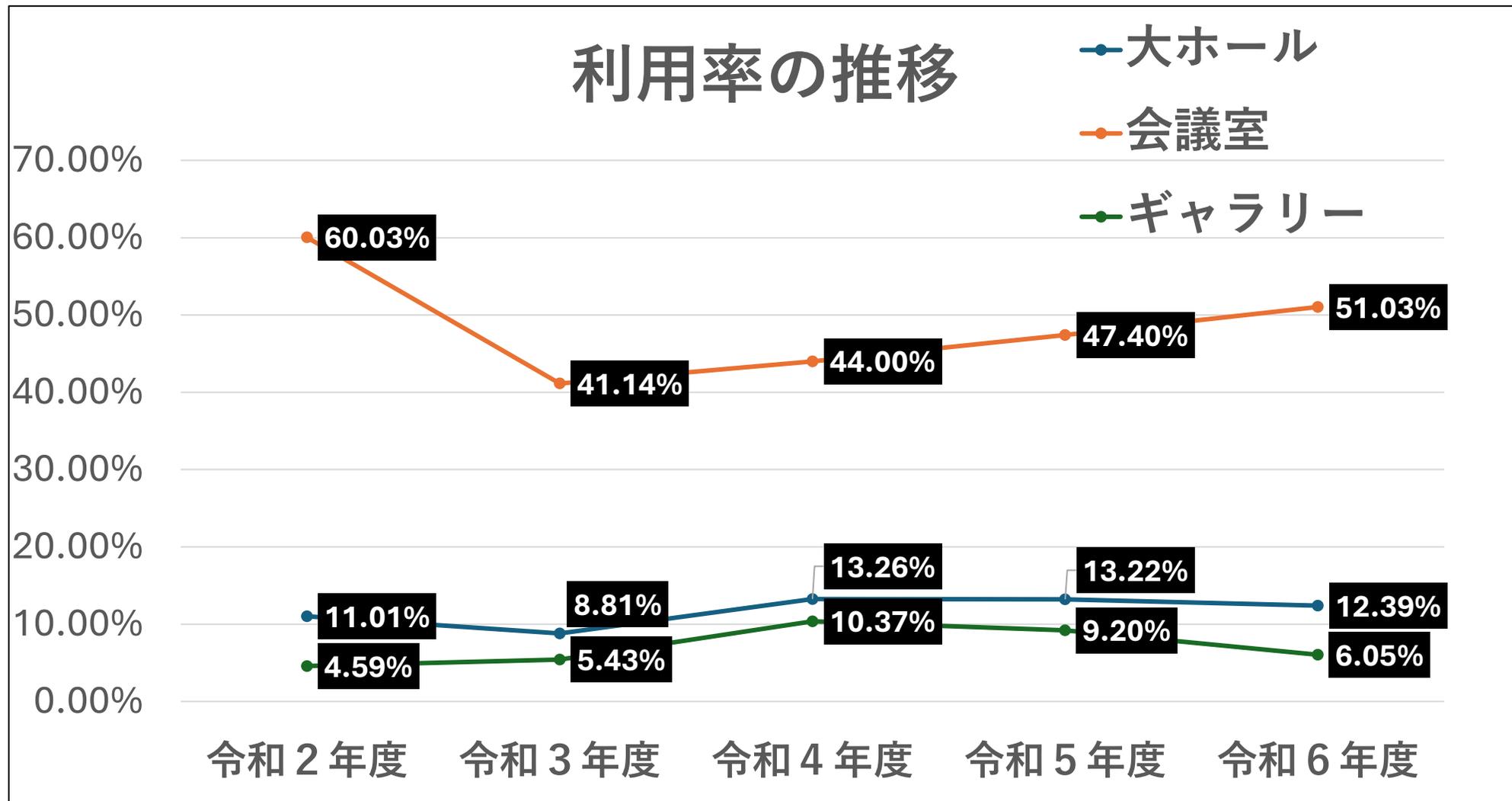
1 岩手県公会堂利用件数

過去5年間（令和2～6年度）の利用状況は次のとおりです。

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	4か年平均	参考 令和7年度 (10月末現 在)
大ホール	開館日数A	327	318	347	348	347	337.4	236
	利用日数B	36	28	46	46	43	39.8	72
	利用率B/A	11.01%	8.81%	13.26%	13.22%	12.39%	11.80%	30.51%
会議室	開館延日数A	5,232	5,105	5,552	5,568	5,552	5,402	3,776
	利用延日数B	3,141	2,100	2,443	2,639	2,833	2,631	2,105
	利用率B/A	60.03%	41.14%	44.00%	47.40%	51.03%	48.71%	55.75%
ギャラリー	開館延日数A	327	313	347	348	347	336.4	236
	利用延日数B	15	17	36	32	21	24.2	13
	利用率B/A	4.59%	5.43%	10.37%	9.20%	6.05%	7.19%	5.51%
計	開館延日数A	5,886	5,736	6,246	6,264	6,246	6,076	5,706
	利用延日数B	3,192	2,145	2,525	2,717	2,897	2,695	2,805
	利用率B/A	54.23%	37.40%	40.43%	43.37%	46.38%	44.36%	49.16%

注：利用日数は、1日のうち短時間使用のみでも1日としてカウントしています。

2 岩手県公会堂利用率の推移



- ・コロナ以降、各施設利用は概ね横ばいで推移
 - ・会議室は官庁需要もあり、微増傾向にあるが、大ホール利用は低調で推移
- 【参考】近隣類似施設である岩手県民会館の会議室は令和6年度で63%の利用

岩手県公会堂の保存活用に係る
令和7年度の取組について

1 屋上防水工事（1期）

【概要】

屋上部分について、防水塗装の劣化が激しいことから、新しく防水塗装を上塗りしたほか、一部区画は、下地の劣化が見られたことから、下地を含めて防水機能の強化を実施併せて、トタン製の笠木の防錆塗装を実施

【今後の見通し】

今年度は、公会堂南側区画を実施したが、令和8年度以降、21号室・26号室屋上、大ホール屋上と、数期に分けて防水工事の実施を予定。

また、旧傍聴人入口についても、併せて修繕工事を予定



施工後の笠木



施工後の屋上防水（建物南東側）

2 大ホール構造部材調査

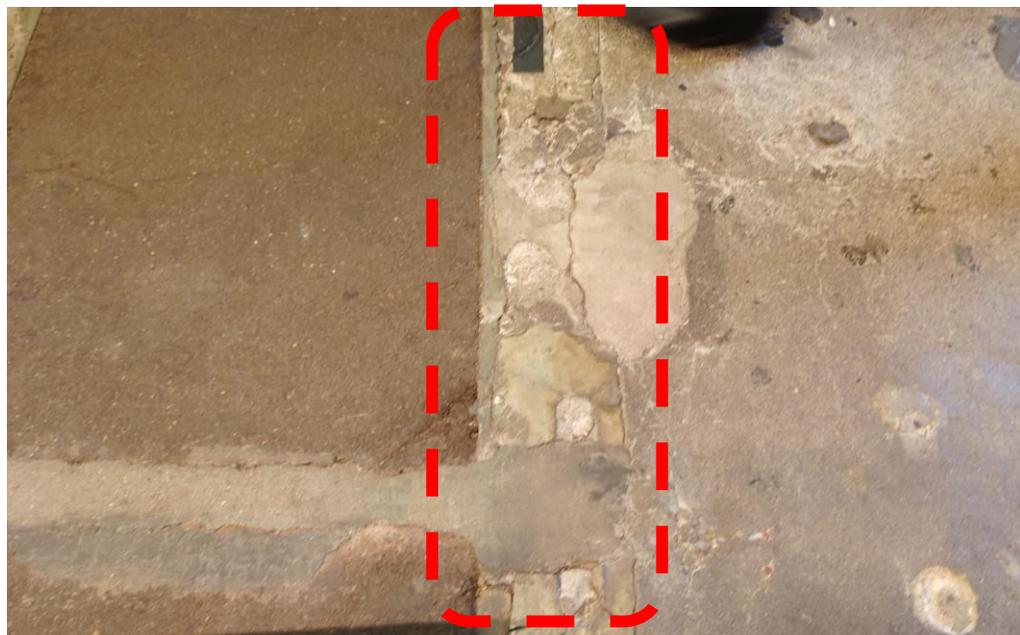
【概要】

令和5年度に実施した大ホール調査の補足調査として、大ホール床面の耐荷重を検討するため、床下の構造を把握するための調査を、年明けから開始予定
今回得られた結果については、令和5年度調査結果と併せて検討

【今後の見通し】

得られた結果については、次年度以降、大ホール改修の方向性の検討材料として活用し、引き続き、当協議会等において、最適なあり方について検討継続の予定

【参考】



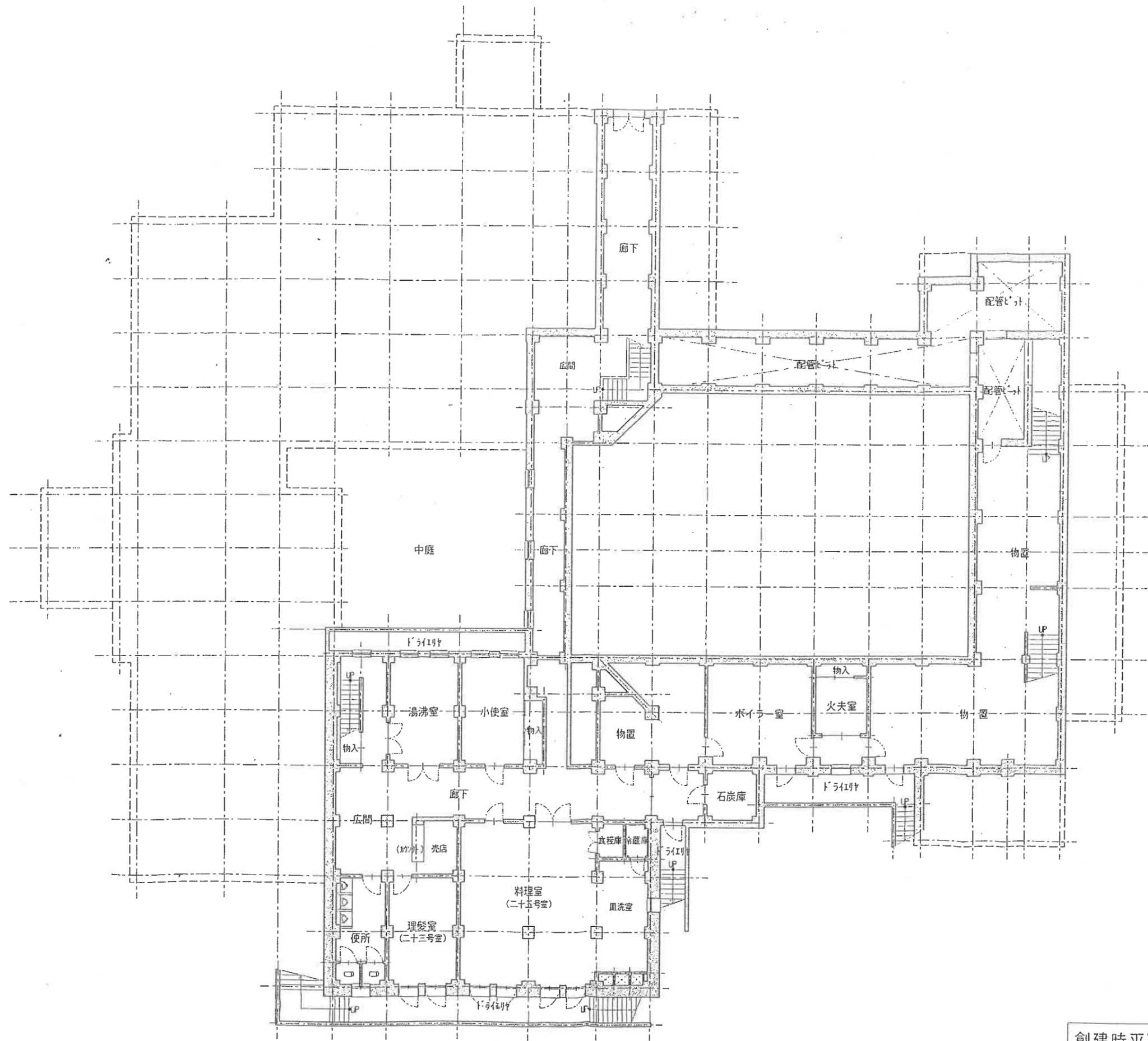
大ホール床面

地下がある写真右側の床面が高く、土間である左側との境に段差が付いている

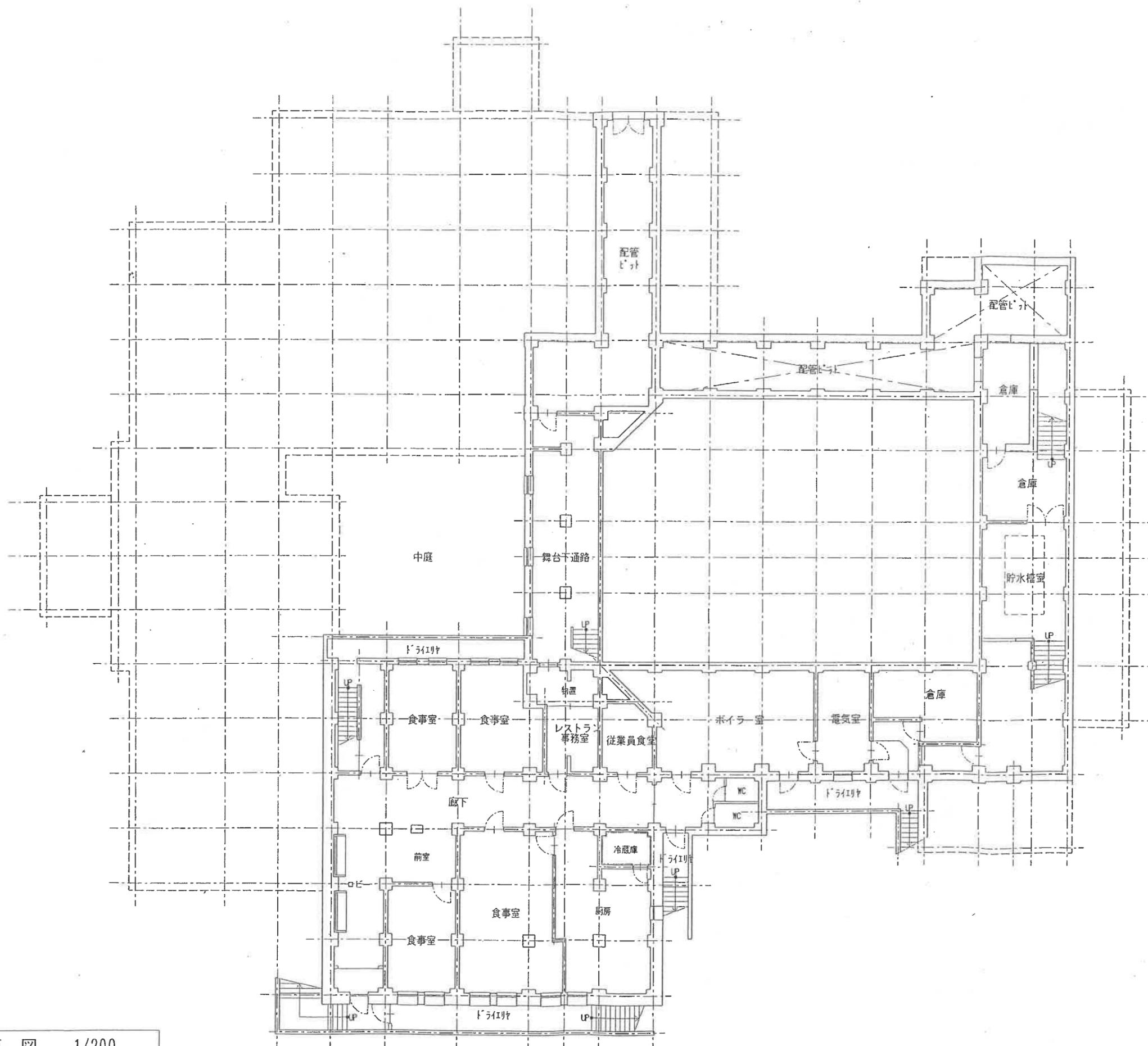


舞台前排水溝内部

排水溝の中央に開口部があり、床下は土であることを確認

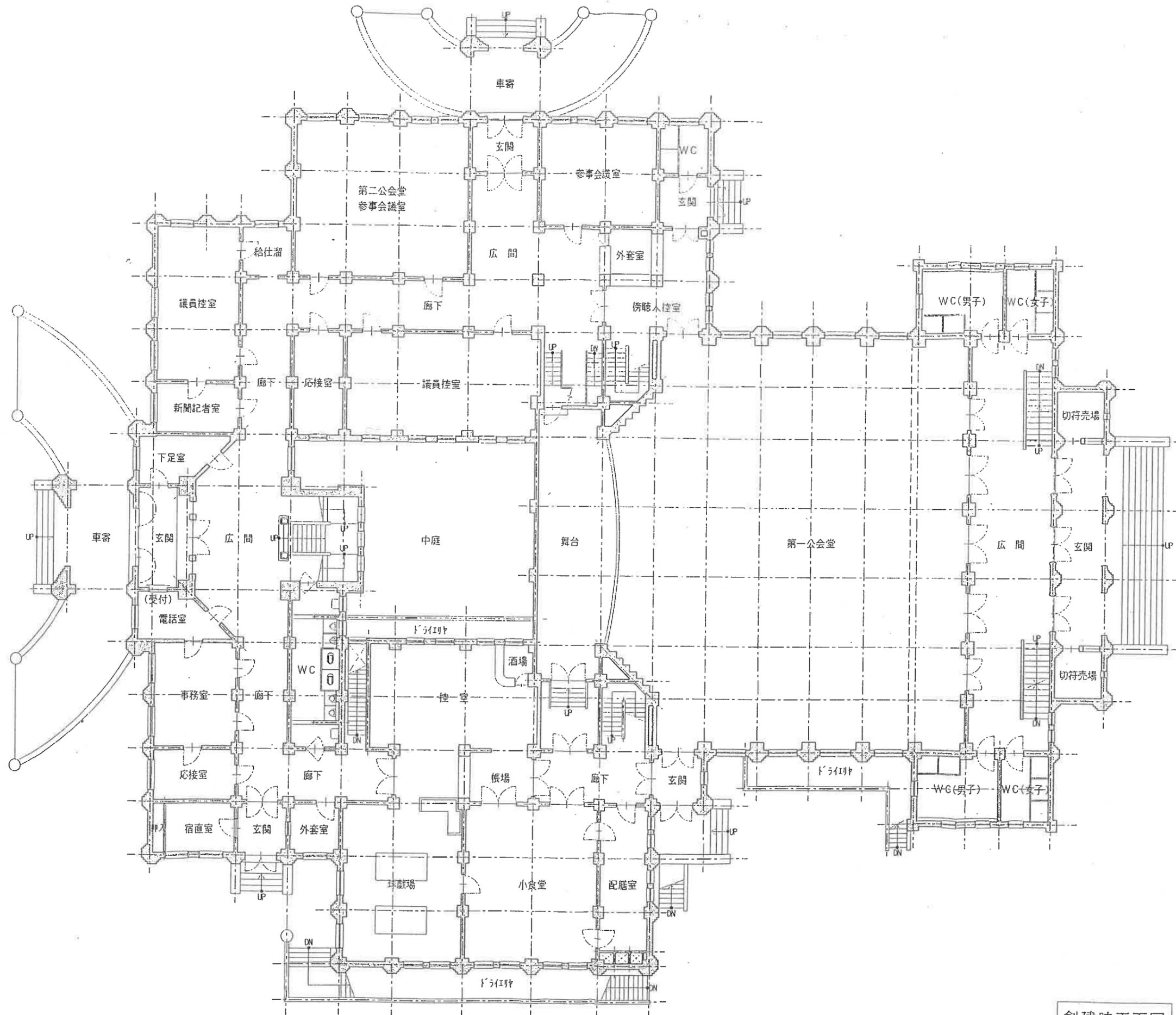


創建時平面図

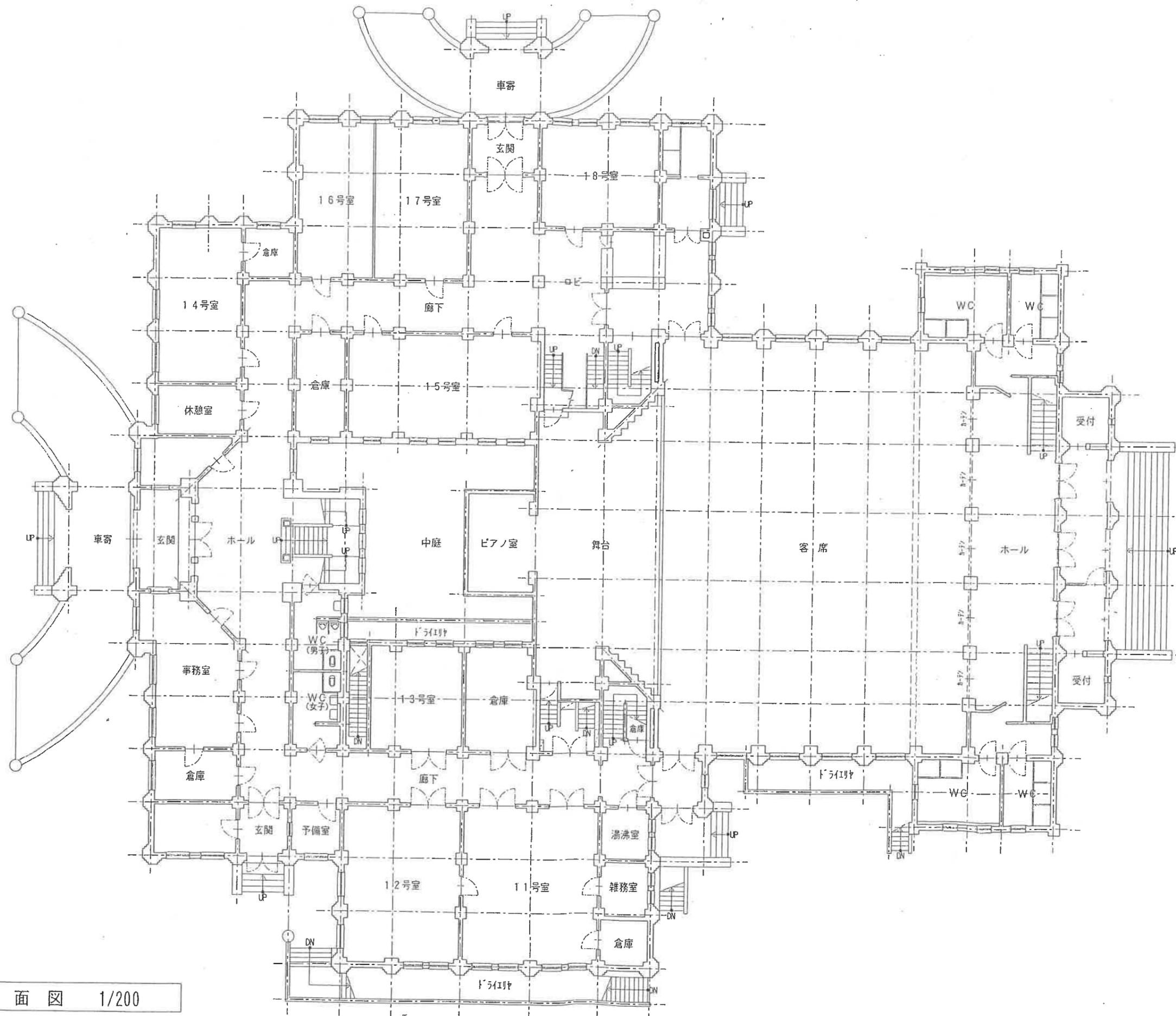


B 階 平 面 図 1/200

現状平面図

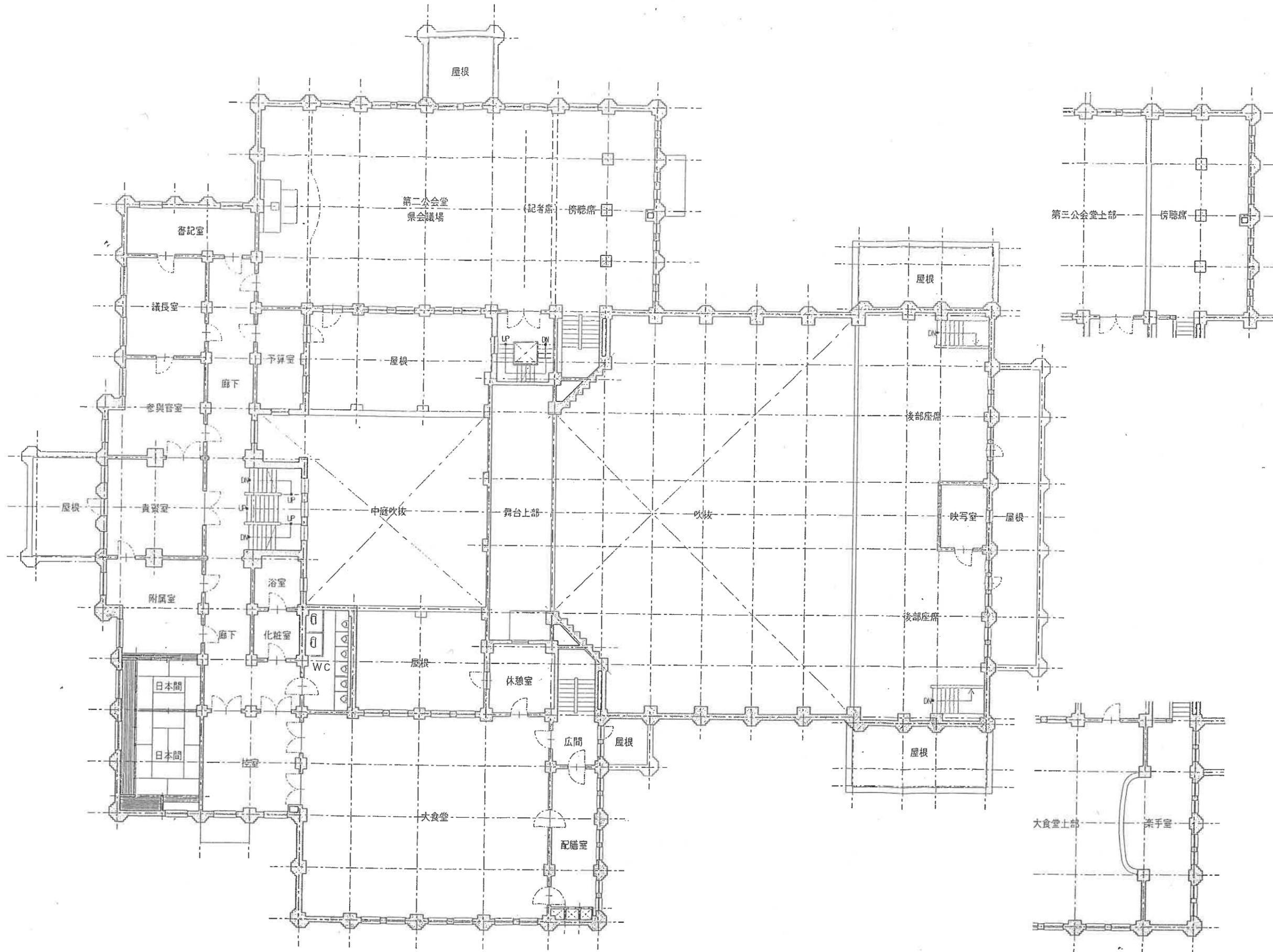


創建時平面図

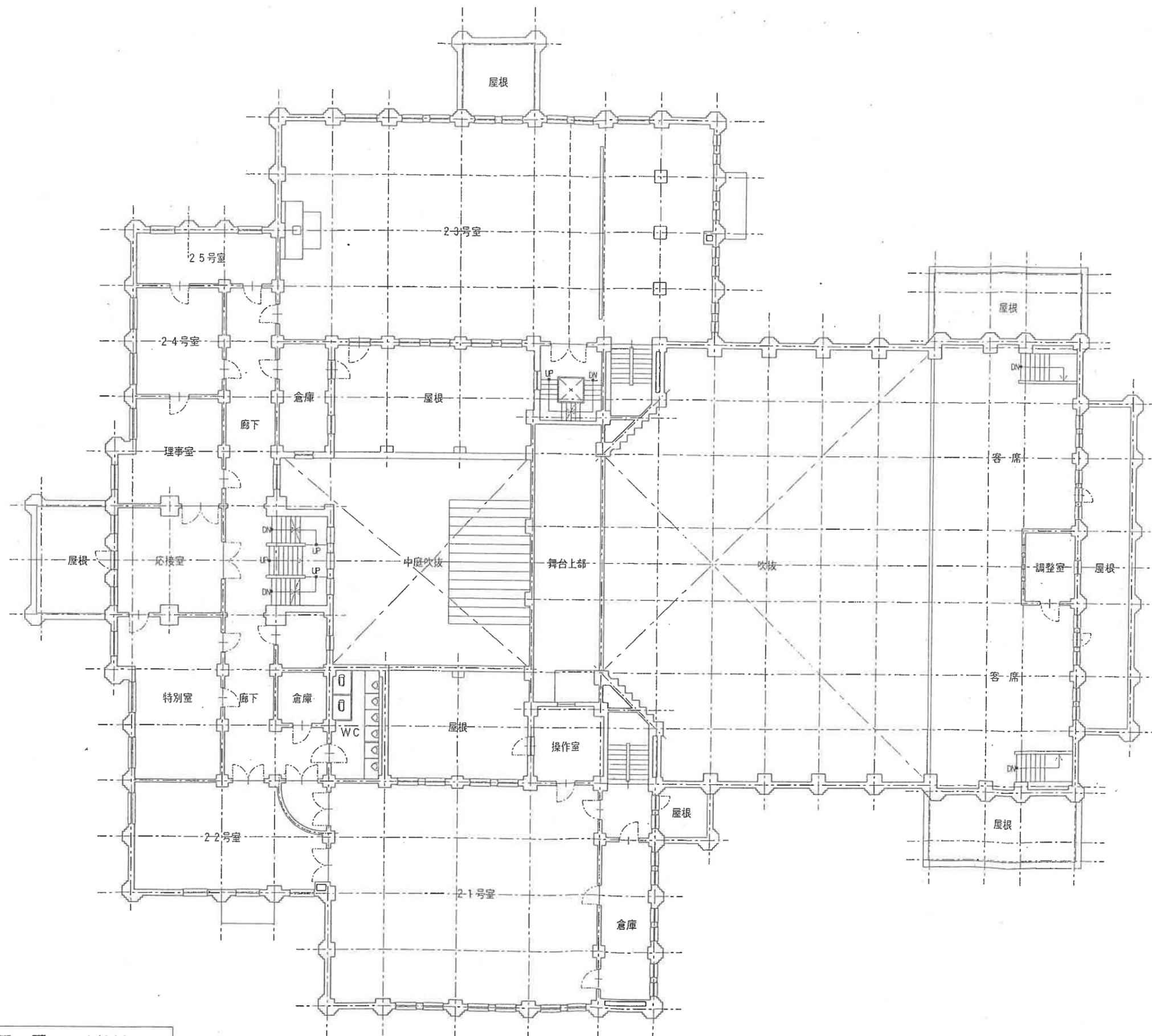


1 階 平 面 図 1/200

現状平面図

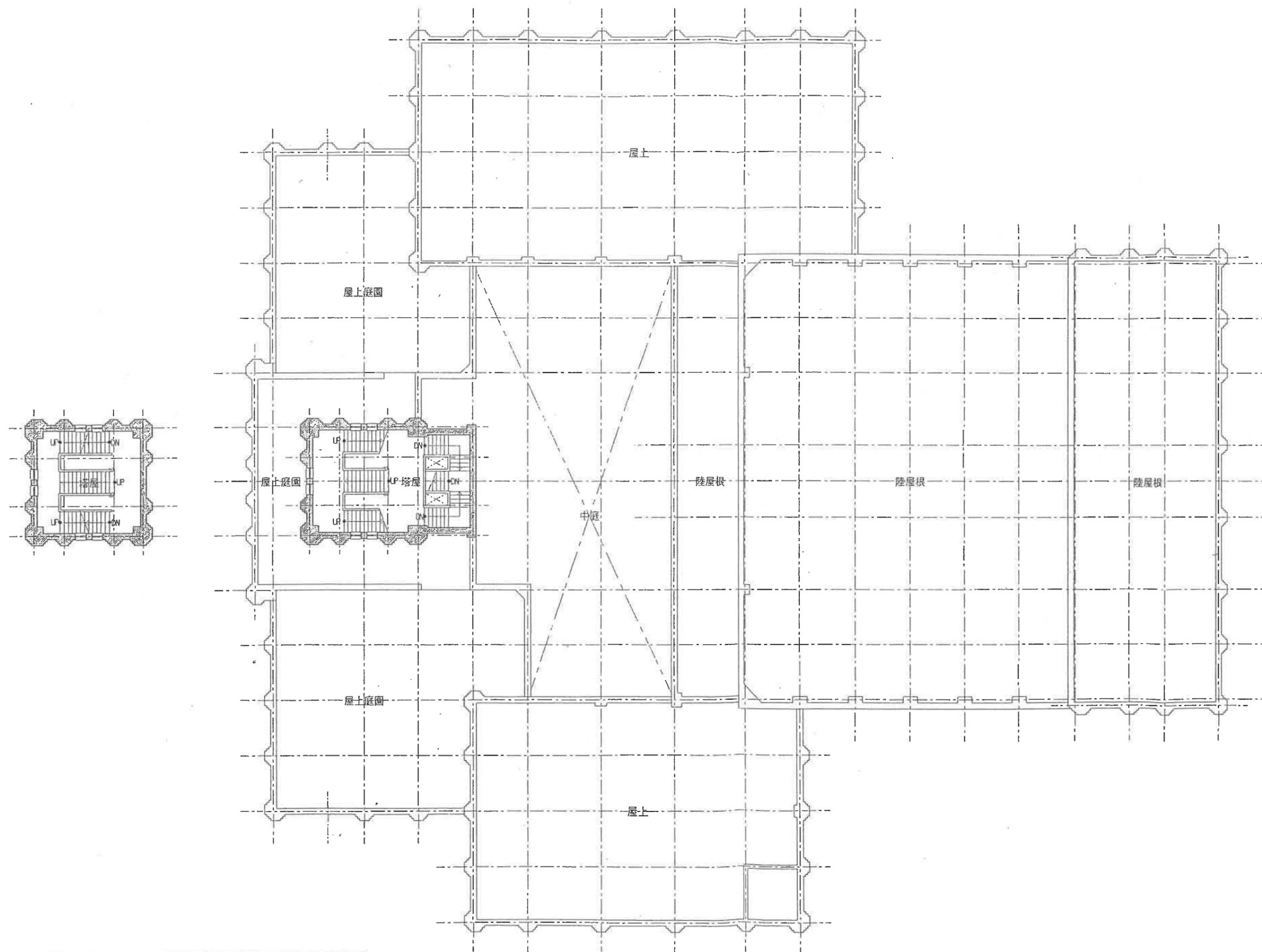


創建時平面図



2 階 平 面 図 1/200

現 状 平 面 図



塔屋階平面圖 1/200

○公会堂条例

平成17年3月28日
条例第23号

公会堂条例をここに公布する。

公会堂条例

岩手県公会堂条例(昭和31年岩手県条例第33号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 文化活動等の場を提供することにより、その振興を図るため、公会堂を次のとおり設置する。

名称	位置
岩手県公会堂	盛岡市

(指定管理者による管理)

第2条 公会堂の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(一部改正〔平成23年条例16号〕)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第3条 指定管理者は、この条例の規定により指定管理者が行うこととされた業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) その他公会堂の利用の促進に関する業務

(使用等の許可)

第4条 公会堂の施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者(知事が公会堂の管理を行う場合にあっては、知事。以下同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) その他公会堂の管理上適当でないとき。

3 指定管理者は、公会堂の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(一部改正〔平成23年条例16号〕)

第5条 公会堂において、物品の販売、募金その他これらに類する行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(行為の禁止)

第6条 公会堂においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定された場所以外の場所にはり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (3) 指定された場所以外の場所で喫煙し、又は飲食をすること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。

(使用許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、[第4条第1項](#)又は[第5条第1項](#)の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、[第4条第3項](#)([第5条第2項](#)において準用する場合を含む。以下同じ。)の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは公会堂からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。
- (2) [第4条第3項](#)の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により[第4条第1項](#)又は[第5条第1項](#)の許可を受けたとき。
- (4) 公会堂の管理上必要があると認めるとき。
- (5) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(利用料金)

第8条 [第4条第1項](#)の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、[別表第1](#)に掲げる施設の利用に係る料金(知事が公会堂の管理を行う場合にあっては、使用料。以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、[別表第2](#)に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は、[前項](#)の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。
- 4 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。
- 5 知事が公会堂の管理を行う場合においては、[第2項後段](#)及び[前2項](#)の規定は、適用しない。

(一部改正〔平成23年条例16号〕)

(利用料金の免除)

第9条 指定管理者は、公益上特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第10条 指定管理者が既に収納した利用料金は、還付しない。ただし、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) [第7条第4号](#)又は[第5号](#)の規定に基づき指定管理者が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなかつたとき。
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(損害賠償等)

第11条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 [岩手県収入証紙条例\(昭和39年岩手県条例第39号\)](#)の一部を次のように改正する。
別表の2条例により徴収するものの項第8号及び第9号を次のように改める。

(8)及び(9) 削除

附 則(平成19年7月9日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月16日条例第16号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第7号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月13日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月26日条例第13号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則(令和5年3月28日条例第8号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日条例第17号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日条例第12号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

(一部改正〔平成19年条例47号〕)

施設名	大ホール 11号室 12号室 13号室 14号室 15号室 16号室 17号室 18号室 21号室 22号室 23号室 24号室 25号室 26号室 特別室 応接室 ギャラリー
-----	--

別表第2(第8条関係)

(一部改正〔平成19年条例47号・26年7号・27年52号・31年13号・令和5年8号・6年17号・7年12号〕)

区分	普通利用料金の上限額						特別利用料金の上限額	附属の設備の利用料金の上限額
	9時から12時まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで		
大ホール	円 7,390	円 19,280	円 23,000	円 26,670	円 31,710	円 34,750	1 暖房料(ギャラリーを使用する場合を除く。)暖房を使用する期間においては、普通利用料金の額の5割(特別室及び応接室については、1割)に相当する額 2 休日割増料 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を使用する場合には、普通利用料金及び暖房料の額の合算額(以下「合算額」という。)の2割に相当する額 3 興行等割増料	1 附属の設備の利用料金 附属の設備を使用する場合には、知事が定める額 2 電気料 機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合又は別表第1に掲げる施設(大ホール及びギャラリーを除く。)のエアコンディ
11号室	1,040	1,380	1,910	2,420	2,490	3,040		
12号室	1,040	1,380	1,910	2,420	2,490	3,040		
13号室	710	1,040	1,380	1,750	1,840	2,200		
14号室	1,040	1,380	1,910	2,420	2,490	3,040		
15号室	1,040	1,380	1,910	2,420	2,490	3,040		
16号室	1,040	1,380	1,910	2,420	2,490	3,040		
17号室	710	1,040	1,380	1,750	1,840	2,200		
18号室	710	1,040	1,380	1,750	1,840	2,200		

21号室	2,340	3,680	5,710	6,020	7,040	8,230	<p>使用者が興行等により入場料、会費又はこれらに類する料金(その額が1人当たり500円未満の場合を除く。)を徴収する場合には、普通利用料金の額の5割に相当する額</p> <p>4 時間外利用料 やむを得ない理由により21時30分を超えて使用した場合には、超過時間が30分以上1時間未満のときは合算額の3割に相当する額、1時間以上のときは合算額の5割に相当する額</p> <p>ショナーを使用する場合には、実費を基準として知事が定める額</p>
22号室	1,040	1,380	1,910	2,420	2,490	3,040	
23号室	710	1,040	1,380	1,750	1,840	2,200	
24号室	710	1,040	1,380	1,750	1,840	2,200	
25号室	710	1,040	1,380	1,750	1,840	2,200	
26号室	2,520	4,160	6,220	6,680	7,780	9,030	
特別室	2,190	3,180	4,530	5,370	5,780	6,940	
応接室	1,560	2,520	3,680	4,080	4,650	5,420	
ギャラリー	850	1,250	1,720	2,100	2,230	2,670	

備考 大ホールの舞台のみを使用する場合の利用料金の上限額は、普通利用料金に特別利用料金を加算した額の3割に相当する額とする。